
出席議員(18名)

1番	平間幸弘	君	2番	桜場政行	君
3番	吉田和夫	君	4番	秋本好則	君
5番	斎藤義勝	君	6番	平間奈緒美	君
7番	佐々木裕子	君	8番	高橋たい子	君
9番	安部俊三	君	10番	佐々木守	君
11番	広沢真	君	12番	有賀光子	君
13番	水戸義裕	君	14番	舟山彰	君
15番	白内恵美子	君	16番	我妻弘国	君
17番	星吉郎	君	18番	加藤克明	君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口茂	君
副町長	平間春雄	君
会計管理者	松崎守	君
総務課長	水戸敏見	君
まちづくり政策課長	平間忠一	君
財政課長	武山昭彦	君
税務課長	関場孝夫	君
町民環境課長	佐藤富男	君
健康推進課長	宮城利郎	君
福祉課長	駒板公一	君
子ども家庭課長	永井裕	君
農政課長併 農業委員会事務局長	大場勝郎	君

商工観光課長	小池洋一	君
都市建設課長	加藤秀典	君
上下水道課長	平間広道	君
槻木事務所長	馬場敏雄	君
危機管理監	小玉敏	君
地域再生対策監	小笠原幸一	君
公共工事検査監	鎌田和夫	君
税収納対策監	伊藤良昭	君
災害復興対策監	畑山義彦	君
教育委員会部局		
教 育 長	阿部次男	君
教育総務課長	笠松洋二	君
生涯学習課長	相原健一	君
その他の部局		
代表監査委員	中山政喜	君

事務局職員出席者

議会事務局長	長谷川 敏
主任主査	太田健博

議事日程（第4号）

平成26年3月13日（木曜日） 午前9時30分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 一般質問
 - (1) 桜場政行 議員
 - (2) 我妻弘国 議員
- 第 3 議案第68号 固定資産評価審査委員の選任について
- 第 4 議案第69号 町道路線の廃止について
- 第 5 議案第70号 町道路線の変更について
- 第 6 議案第71号 町道路線の認定について

- 第 7 議案第 7 2 号 柴田町学校給食センター建設等整備基金条例
 - 第 8 議案第 7 3 号 柴田町職員定数条例
 - 第 9 議案第 7 4 号 柴田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
 - 第 1 0 議案第 7 5 号 柴田町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
 - 第 1 1 議案第 7 6 号 柴田町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例
 - 第 1 2 議案第 7 7 号 柴田町都市公園条例の一部を改正する条例
 - 第 1 3 議案第 7 8 号 指定管理者の指定について（柴田町地区集会所）
 - 第 1 4 議案第 7 9 号 指定管理者の指定について（柴田町新農業構造改善センター）
 - 第 1 5 議案第 8 0 号 指定管理者の指定について（柴田町農村公園）
 - 第 1 6 議案第 8 1 号 指定管理者の指定について（柴田町観光物産交流館、柴田町船岡城址公園スロープカー及び柴田町太陽の村）
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（加藤克明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（加藤克明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において17番星吉郎君、1番平間幸弘君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（加藤克明君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

2番桜場政行君、質問席において質問してください。

〔2番 桜場政行君 登壇〕

○2番（桜場政行君） おはようございます。2番桜場政行です。

大綱1問をご質問いたします。

今後の柴田町観光事業の推進は。

平成25年度柴田町議会第1回定例会で、観光地としての今後の施策、戦略についての質問に対し、町長は「町の観光資源と新たな観光分野と言われるニューツーリズムの中のスポーツツーリズムや健康ツーリズムと結びつけながら、住民と行政、観光関連団体や企業が連携し、着地型の柴田町ならではの観光振興を図ってまいります」と答弁をしていました。

ニューツーリズムは、着地型観光であり、地域の魅力を地域の人々が再発見・再発掘し、地域から発信する新たな観光の形です。このことは、忘れていた地域の魅力を見つけ出し、地域のよさに気づくとともに、地域への愛着も目覚めさせてくれます。どんな地域でも、人が生活

をしているということは、その地域に何らかのよさがあり、愛着を持っているからです。「観光とは、地域の魅力を見に来てもらう営みである」と言われるように、その地域のよさを伝えることであり、それが観光の役割であると考えます。

そこで、25年度の柴田町が関連した19回の観光事業を顧みしました。桜まつりでは、新たにおもてなし部会を立ち上げ、総合案内を行いました。新たなイベントとしては、曼珠沙華まつり、住民が立ち上げた匠まつり、冬の光のページェントでは、行政と企業が協力し合った船岡城址公園のイルミネーション、「実に神秘的で美しかった」と多くの方々からお聞きしています。また、里山ハイキングも数多く開催され、参加した方から「実にすがすがしく、柴田の里山のすばらしさを再発見した」とも聞いています。

今年度の観光事業には、新しい観光があり、地域の魅力も発信し、住民と企業が参画したイベントを開催し、「また訪れたいと思うまち、花のまちしばた」の観光まちづくりに取り組んでいると思います。観光事業は短時間でできることではなく、住民に理解と協力をしてもらい、つくり上げていく取り組みと認識しています。そこで、柴田町を訪れた観光客の方々に温かいおもてなしの心で迎えるまちづくりを推進するために、柴田の今後の観光事業推進の方向性を伺います。

- 1) 「しばたの観光」の位置づけと定義を明確にすべきではないか。
- 2) 住民の方々に対しての「観光のまちしばた」の啓発活動を今後どのように考えているのか。
- 3) 町なかの観光案内板の設置と整備を検討すべきでは。
- 4) 貝塚、遺跡、古墳等を発掘調査しながら、新たな観光ルートを開発すべきと提案するが。
- 5) 里山ハイキングも含めた観光インストラクターが必要と思うが、どのような取り組みをしているのか。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 桜場政行議員の、柴田町の観光事業でございます。5点ほどございました。順次お答えいたします。

観光は、農業や商工業、サービス業などに幅広くかかわる総合産業であり、その振興は地域経済の活性化や雇用を増進させる効果があります。さらに、その効果は経済的なものばかりで

はなく、多くの観光客がやってくることで、自分の住んでいる町への誇りや愛着にもつながるものと考えております。町では、住民と行政が協働で地域の観光資源を発掘し、磨き上げるとともに、おもてなしの心を持って観光客を迎えるなど、観光まちづくりに主体的に取り組んでいくことで、地域力向上につながっていくものと考えております。

「しばたの観光」の位置づけと定義ですが、観光はまちづくりや産業振興の重要な柱になるものでございます。さらに、自分たちの住んでいる町が美しく、魅力のある町として整備され、多くの町民がイベント等にかかわることで、楽しい町となり、そのことがひいては観光客を引きつけることにつながることで、さらに町への集客力が高まることで、地域経済が活性化し、自分たちの暮らしも豊かになっていくということを町民に理解していただけるようにしてまいります。

2点目、みんなで美しい街並みを整備していけば、快適な生活空間を得ることができますし、柴田町独自の地場産品やお土産品を開発することで、町の誇りにつながります。また、さまざまなイベントを企画し、実行に移していくことで、毎日の生活に潤いを与えてくれます。自分たちが住んでいて楽しい町、魅力のある町に変わっていくことで、観光客の誘致につながり、通年型・着地型の観光地へ成長していけることを住民にまず理解していただくことが必要でございます。

昨年の桜まつりにおいては、町民と職員と商店がおもてなし作戦を初めて展開し、23万5,000人と、ここ10年で最高の人出となったこと、第1回目となった曼珠沙華まつりや、民間主導で開催した匠まつり、レベルアップした冬の光のページェントなど、やる気と創意工夫さえあれば観光客を誘引できることで、自信を深めました。自分たちの住むまちの魅力を自分たちの力で全国に情報発信していくことで、多くの来訪者を呼び込み、また交流を重ねることで活力のあるまちが実現できる、それが「観光のまちしばた」の目標であることをさらに啓発してまいります。

まずは、桜まつり等のイベントを中心に、町内の名所、旧跡、おすすめスポット等を案内、紹介できる観光ボランティアへの町民の参加、住民が企画するイベント等への支援を通じて、観光まちづくりへの住民の関心をさらに高めてまいります。

3点目、観光案内板の関係でございます。

船岡城址公園の案内看板については、国土交通省や大河原土木事務所から協力をいただき、国道に2カ所、県道の交差点に3カ所、新たに設置していただきました。また、国道4号線のダイシン船岡店東側には町の観光案内板、観光物産交流館と太陽の村の案内看板が、国道の上

下線に設置してございます。町なかに入ると、船岡城址公園入り口、成田地区には太陽の村案内看板がそれぞれ設置してありますが、まだまだ不十分ですので、町の公共サインと同様、周辺との環境の調和や、安全性や耐久性を考慮しながら、計画的に整備をまいります。

なお、船岡城址公園内の案内板につきましては、現在ことしの桜まつりに向けて道標の設置を行います。ソフト面では、観光マップを作成し、さらに観光ガイドを通じて、よりわかりやすい案内をしていきたいと考えております。

4点目、貝塚等の活用です。

本町の貝塚、遺跡、古墳等の史跡で発掘調査を行ったのは18カ所あり、その中には「富沢磨崖仏群」「四保館跡」「炭釜横穴墓群」などがあります。これらの史跡は観光に向いていることから、現在は里山ハイキングのルートに組み込んでおり、今後もこのような地域観光資源を通年型・着地型観光に結びつけていきたいと思っております。

5点目、インストラクターの件でございます。

今日では多くの旅行者が幾つもの観光地を見て回る旅行より、1つの観光地をより深く見て回る旅行や、その土地の人々に触れた大きな感動を求める傾向があります。このようなことから、見知らぬ地域でより価値ある体験をするための手助け、旅行者の体験を通じ、内面から湧き上がる感動や発見を見つけてあげる役割を果たす観光インストラクターが必要になってきます。

平成24年度からは、里山ハイキング案内人養成講座を実施し、本年度で2年目となります。講座は町内外から訪れるハイカーに、里山ハイキングコースを安全に楽しくハイキングしてもらうことを目的に、案内人を養成するものです。里山や農村での暮らしの紹介、豊かな自然の大切さや、コースに点在する地域の史跡、歴史なども説明できるように、案内人を養成してまいります。要請した案内人の活用として、最終的には受講した案内人同士が組織を結成し、案内の依頼があれば有償ボランティアとして活躍できるように取り組んでまいります。

また、社会資本整備総合交付金を活用し、平成23年度から歴史観光ガイド育成ワークショップを開催し、町の歴史や風土について研修を続けていますが、メンバーの中から桜まつりや曼珠沙華まつりで歴史を含めた観光案内を行うようになっております。将来的には、このようなメンバーを中心に観光インストラクターの組織づくりを進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 桜場政行君、再質問ありますか。どうぞ。

○2番（桜場政行君） 町の観光の進め方は大変よいとは思っているんです。ただ、私の一番の

位置づけと定義というのをちょっと自分なりに考えたので、ここでちょっと披露させていただきたいと思います。

「花のまちしばた」をテーマに、船岡城址公園の花見山構想は着実に進んでおり、四季を通じて訪れる環境と体制は整いつつあると言えます。それは、観光物産交流館の売り上げが前年を上回って推移していることから見て取れます。しかし、城址公園での新しいイベント開催は、時間的・物理的にもう一つか二つほど希薄かと考えていました。が、新たにアジサイまつりを開催するとのお話があり、たくさんのお客さんに来ていただけるよう期待しているところでございます。ただ、一方で、観光は船岡城址公園といった限られたイメージでとらわれていると考えます。まちづくりと観光は表裏一体であるという認識がもうちょっと希薄であると思っています。

そこで、柴田の観光は里山観光であると位置づけ、里山観光事業を推進する環境づくりをしながら、後世にその資源を残していくことが町の財産づくりとなると考えています。私が考えている柴田の里山観光の定義は、エコツーリズム、グリーンツーリズム、スポーツツーリズムの特徴をあわせ持つ里山観光と考えていますが、この考え方はどうでしょうか。町のほうの考え方をお聞きしたいんですけれども。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（小池洋一君） これからの観光なんですけれども、やはりニューツーリズムというようなことで、これまでの物見遊山的な観光ではなくて、やっぱり地域の資源、里山の資源を生かした、そのようなエコツーリズム、グリーンツーリズム、それから健康ツーリズムなどの体験型・交流型の観光というのがこれからの観光になってくるものと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（桜場政行君） 町の考え方と私の考え方、観光に対する考え方は間違っていないなと思いました。そこで、今課長がご答弁なされましたエコツーリズム、これ全国的に、世界的に定義が決まっていないということなんですけれども、エコツーリズムの内容をちょっとわかる範囲でご説明をお願い申し上げたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（小池洋一君） エコツーリズム関係なんですけれども、地域ぐるみで自然環境や歴史、文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全にもつながっていくことを目的としたツーリズムというようなことで、理解しております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（桜場政行君） そのとおりだと思います。やっぱり自然を大切にしながら、環境も含めて、そういった捉え方がエコツーリズムだと。そんな中で、里山観光というものをちょっと勉強しているときに、皆さんご存じだと思いますけれども、「デフレの正体」といって生産年齢人口を世に知らしめてきた藻谷浩介さんの「里山資本主義」という本があるんです。その本を読んでいたら、これからの柴田町の里山観光には、全てじゃないんですけれども一部考え方でとても使える、そんな文章があったんです。

そんな中で、ちょっと聞きたいんですけれども、木質を使うペレットストーブというのはご存じでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 木質のペレットというようなところで、実際間伐材とかそういうような形のものを、まきストーブじゃないんですが、燃料として加工しながらやるといいうようなところで、今実際的には環境保全というような視点の中での助成を含めてやっていると。地元の民間の不動産業者さんにおいても、木質ペレットのPRというか、そういうような導入の話も進めているということも見たり聞いたりさせていただいていました。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○2番（桜場政行君） そのとおりでございます。本当にこの木質、ペレットを使ったペレットストーブというのは、やっぱり里山観光を考えている上で森林を大切にしながらそういった自然環境を守って、環境に優しいということで、仙南のほうをいろいろ調べてみましたら、仙北その他、あと宮城県を除く東北5県では結構官公庁とか民間のほうでペレットストーブとか、もしくはペレットを給油みたいな形で補助金なんかもいただきながらやっているんです。これから里山観光を進めていく中で、仙南で初めてなんですけれども、何台とは言いません、24万円ぐらいするペレットストーブなんですけれども、まず環境に優しくて自然も大事にしているという観点から、柴田町はこんな取り組みをしているということにも、ペレットストーブの購入を、1台でいいと思うんです、そんな5台も10台も要らないと思います。庁舎でもいいし、図書館でもいいし、交流館の上でもいいし、そういった考え方をご提案しますけれどもいかがなものでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（小池洋一君） ペレットストーブのご質問については、今ちょっと初めて伺ったものですから、どこに設置したらいいのかななんて今思ったんですけれども、今すぐどこに

ということはいえませんが、設置していく方向で検討させていただければと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（桜場政行君） 検討、前向きにということによろしいでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（小池洋一君） 自然に優しくて、環境に優しいということですので、そのペレットストーブについて勉強させていただきながら、将来的に前向きに設置の方向で検討させていただきたいと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○2番（桜場政行君） このペレットストーブは、本当にストーブだけじゃなくて、先ほど申しましたようにペレットボイラーなどをうまく利用すると、本当にそれこそ地域の活性化にもつながることができるすばらしい進め方というか、自然環境を守りながらも、もしかすると経済の活性化につながるチャンスだと思いますので、その辺をしっかりと調べになって、前向きに検討をお願い申し上げたいと思います。

それで、もう一つなんですけれども、エコツーリズムの観点からすると一つすごく気になっていたことがあるんです。何人かの方に聞かれて、私もなかなか答えることができなかった。何かというと、同僚議員も恐らくまだはっきりわかる方がいないと思うんですけれども、さくら連絡橋に伴って白石川堤の桜を何本か伐採する話が出ていましたね。1本だとか2本だとか2本以上だとか、私も今現在何本伐採するのかがわかりません。さくら連絡橋がもう実際工事が始まっているということも含めまして、実際桜の木の伐採は何本なんでしょうか。わかる範囲で結構ですが。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） その本数に限っては、何かうわさが飛んで、いろいろ複数回流れたんですけれども、最終的には町長がはっきりと1本は残念ながら若木にかえなくてはならないだろうということで進めてきました。城址公園内に今橋台ができて、川の中にもくいが打ち終わって、最終的な法線と高さを最初の段階で確認をしているんですけれども、今申し上げられるのは、枝には手をかけなければならないと思うんですけれども、幹は残して仕事をしたというふうに考えています。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（桜場政行君） 1本も伐採をせず、幹だけは切るという形ですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 失礼しました。一部枝には手をかけるんですけども、残して仕事をしたいというふうに思います。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○2番（桜場政行君） 済みません、ありがとうございます。

ことし、さくらの会の役員会を行いまして、やはり桜を育成する立場的に、会員のみんなからやっぱり1本伐採するような前提でお話をさせてもらったんですけども、何とか知恵を出して、1本も伐採することなく建築に取り組んでいただけるようにやっぱり頑張っておまえが言わなきゃいけないだろうという話があったんです。でも、枝の一部は切るかもしれないけれども、伐採まではいかないように取り組むということなので、その辺はしっかりとさくら連絡橋をつくって、大事な桜を切るというのはやっぱり余りよくないような話なので、そのように頑張って、切らずに一生懸命つくってほしいと考えます。

続いてですけども、2番です。住民に対する「観光のまちしばた」の啓発活動を今後どのように考えているかについて伺います。

確かにどうなのでしょう、私この質問を考えた段階で、もともと柴田生まれのどさんこの柴田の方にお話を聞くと、特に4月の花見の時期になりますと船岡の方たちは、せっかくたくさんのお客さんたちが来ているのに、渋滞で車が走れなくて商売もできなくてどこにも行けないと。槻木の方はこれまた冷静で、船岡の城址公園はすごく盛り上がっているんだけど、槻木の方たちは葛岡公園でちょこっと花見をするぐらいで、その温度差が物すごいあるんです。これは一体何なんだろうと思って、考えたんですけども、ただ友人に、結婚して柴田町に住んだ、仕事の関係で柴田町に住んだ方に言わせると、考え方が全然違うんです。こんなにすばらしい桜の花があるのに、何でみんな感動しないんだろうと。やっぱりそこは住民の方たちがもっと意識とか、城址公園のすばらしさを再認識する必要があると思うんです。そうしないと、やっぱり花見の時期に20万人近い観光客が来る中で、そういったお客様に対して町民の方たちの接し方、これはやっぱり変わると思うんです。渋滞で困ると言うような人が、観光客が来たときにどんなおもてなしをするかといったら、「遠いところから来てありがとうございます」という、そういう気持ちで実際接することができない。だから、住民の方たちがそういった本当の意味での温かいおもてなしを何とかできる方法を町のほうとして考えていただきたいと思うんですけども、何かその辺ございませんか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（小池洋一君） やはり観光ボランティアとして観光案内とかをお手伝いしてい

ただきながら、徐々に桜のすばらしさ、それから花のすばらしさ、観光のすばらしさを理解してもらおう、最低限町民の方は桜まつりに来た観光客に会ったら笑顔で挨拶をしていただく、そういうようなことから広めていきたいというようなことで考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（桜場政行君） 時間はかかるかもしれませんが、やり方はいろいろあると思うんですけども、町民の方たちに観光に詳しい先生方を呼んで講演会とか、もしくは商工観光課のほうから積極的に出前講座を行って、本当に観光のおもてなしの心というのはこんなものだというようなものを、そういった時間をとってやってはどうかと思います。

また、最近地域コミュニティがとれている、今回の会議でもたびたび出ている上川名の区長さんと呼んで、地域づくりとかこういったものはこんな形でやるんだよと。実際柴田町で頑張っている方たちなので。私も地域おこしという、名前は格好いいんですけども、地域おこしてやってみると本当に二、三名の仲間がいたら割と気持ち、意思がはっきりしていることなんです。何かすごく遠くて、大変なことだと思う人たちが大変多くいると思うので、そういったお話を聞いたら、ああそうか、地域でこんな地域おこしがある、こういうことをやったらすぐできるんだ、大きなことじゃなくても小さいことの積み重ねでできるんだというようなことを町民の方にわかってもらえるためにも、今の提案はどうでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（小池洋一君） まず、講演会につきましては、今現在観光戦略プラン研究会ということで活動しておりますので、その研究会の中で観光についての講演会なども開催したいということで考えておりますので、講演会については26年度で開催していきたいというようなことで考えております。

それから、出前講座についても、今回コミュニティセンターだったと思うんですけども、コミュニティセンターの高齢者教室ですか、そういう中で今回観光物産協会のほうに生涯現役として臨時職員を配置しているんですけども、その職員と町職員が行きまして、観光についての講演会というか、パワーポイントでいろいろ観光についての説明などもしておりますので、出前講座についても今後できるだけ積極的に出向いて行って、例えばおもてなしについて町民を喚起していくといたしますか、そういうことをやっていきたいというようなことで考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（桜場政行君） ぜひその取り組みを、単年じゃなくて継続的にやっていただきたいと。

やっぱり住民の認識というのは1年、2年で変わるものではございませんから、長年にわたってそういうことを続けてほしいと思います。

あともう一つなんですけれども、地域計画を各42行政区で、まだできていないところもごさいます。そのときに、アンケートをとったそれぞれの行政区もあると思うんです。現状と課題というものをまずメインにいろいろ考えていたと思うんですけれども、そういったアンケートの結果がそれぞれの行政区に残っています。ここでちょっと提案したいのは、各行政区長さんに課題ではなくてその地域の自慢のできる、誇れるものは、人でも食事でも何でもいいんです。そういういったものをちょっと書いてもらって、これはまちづくり政策課になると思いますが、それをうまく観光に結びつけたら、もっと違った「しばたの観光」ができるようになるんですけれども、いかがなものでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） お答えします。

先ほど桜場議員の質問の中で、「どんな地域でも、人が生活をしているということはその地域に何らかのよさがあり、愛着を持っているから」というような文言がありました。実はまちづくり政策課、地域づくりの中もさることながら、平成28年、つまりは柴田町が還暦を迎える60年に向けまして、今地域の中で柴田町に伝えたい、残したい、自慢したいということで、各行政区、そして町民の皆さんが誇りに思う資源を、これから一斉に2年間かけて地域の中で議論したり、見学したり、こういうようなものをまず展開していこうというような作業を、今準備をしているということです。当然地域計画のよい点というようなところでの現状把握もしていますが、なお一つ進んだところで地域住民の方たちに自分のよさをもう一度そういうふうに町全体に自慢したいところを発表していただくと、こういうような進め方をしております。実際には、観光案内、ボランティアもさることながら、やっぱり地域の方たちがその場所を説明できるような、当然自分たちもその知識というか、なれ初め等、そういうようなものも当然生活の中で習得していますので、そういうようなものも発表できるような形で使うような形の作業を今後進めていきたいというような動きは、内々的に準備をさせていただいておりました。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（桜場政行君） とてもいい取り組みだと思いますので、積極的に行ってほしいと思います。町民を巻き込むことを考え、住民全体で観光を推進する体制ということから含めて、今のまちづくり政策課が考えているその取り組みはすばらしいと思いますので、しっかりやっていただきたいと思います。

それから、3番の町なかの観光案内板の設置と整備ということで、これどうなんでしょう、私のほうから別な形でちょっと再質問させていただきたい、ご答弁はいただいているんですけども。まず、さくら連絡橋を利用した町なかの商店も入れた散策、モデルコース、これは今現在考えているのか、それともいずれ考える形はあるのか、お聞きしたいんですけども。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 社会資本総合整備交付金を活用して、歴史観光ワークショップということで、実はきのうの夜も、私も参加をして、4回目のワークショップをした中で、たまたまご提案があったように地元の商店、おもてなし商店が今回桜まつりにまた活躍すると思うんですけども、そういったところも地図に入れて、「柴田の歴史・船岡編」ぐらいにタイトルをつけて、この町なかを歩くもののマップも作成したいということで、原案についてはきのうちょっと夜遅くなりましたけれどもつくりまして、歩いて回れる、歩いて歴史を堪能できるようなものをつくりたいということで、今準備をしているところです。

○議長（加藤克明君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 観光というのは時間がかかるということと、柴田町は全く観光というイメージは、昭和45年に一時期ブームになって、100万人ぐらい来た時期があるんですが、結局はNHKの大河ドラマに採用されただけで、それからストップしているということなので、観光に対する町民の意識というのはほとんどないと。最近になって、観光で人を集めるということがまちづくりにつながるんだという意識が少し芽生えてきた程度だということなんです。ほかの自治体で、実は新たな観光地として名を上げて成功している小布施町とか上勝町とか、この辺では花見山、そういうところはやはりまちおこしから始まっているんです。それから一個人の方が一生懸命努力して、あるときにメディアに取り上げられて、そこで自信をつけて次の展開をすると。実はそこまでは地域の人たちはなかなか、「そんなことやったって」ということで、否定的に見るんです。ですから、まずは観光へ行くためにはきっかけが必要だと思っています。それで、今観光物産交流館、あそこだけと言いますけれども、あの売り上げが城址公園で6,200万円とお話ししたら、「そんなにあるの」と驚いているのが今の実情でございます。ですから、ある程度メディアに取り上げられたり、実績を示して、これが自分たちの商売につながると、こういう意識を高めていかないと、観光ルートをつくっても結局それは役所のやることと、こうなってしまうんです。ですから、現実に23万人が来て、6店舗参加したら売り上げが伸びたということなので、そういうことで今回もおもてなし店をふやしていくということにしたいというふうに思っております。

ですから、回遊ルートについては桜の季節はもう確立していると思います。現に船岡駅から大河原駅まで6万人が柴田町に来ないという実績がJRから発表されておりますので、あれの一部は必ず回ってきますので、それが船岡城址公園からまずは船岡駅まで動きが出てくると思っていますので、そのときに実は商売をする若者が出てくるというふうに思っております。実は私は小布施町に4回ほど、10年ごとに通っておりますが、若者たちが長野県のおやきというところに、これはおばあちゃんたちがやっているんですが、そのお土産品が今となつては小さなレストランに変わって、角々にそういうのができている、そういう事例がありますので、やる気と、やっぱりみんなで協力し合うと、そして一丸となつて取り組むと、そういう姿勢があれば、次のステージに回転が出るのではないかなと。

桜の季節以外は、私どもで考えているのはヒガンバナということになります。これも1万1,000人来ましたので、協力者がいますので、土木事務所と協力して白石川土手に植えて、秋にも回遊ルートができる、それに先ほど申されましたスポーツツーリズム、全国大会のウォーキング大会とかノルディックウォークとかイベントを仕掛けて、とにかく人を集める工夫はしますので、その人を商売する人がどういうふうにして、それはやっぱり商店街のほうの話になると。ただ側面からは支援していきたいというふうに思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（桜場政行君） 私も観光というのはやっぱり、先ほども申しましたけれども短期的にできるものではない。町長が今答弁でおっしゃったとおり、商店街の方たちのおもてなしの気持ちとか、そういった観光に対する取り組み方がまだまだできていないのは私も同じ考えでございます。そこでお伺いしたいんですけれども、平成25年度のおもてなし協力店、6店舗でしたね。たまたま商工会のほうに加入してお話をする機会があったので、その中の前年比の売り上げは3店舗が前年同様で、もう3店舗が売り上げ増という結果を聞いています。もちろん25年度のお花見は最高の人出、最高の売り上げで、最高ばっかりだったので、協力した6店舗の中の3店舗が売り上げが上がったというのはこれもわかります。ただし、今現在商売をやっていて、何の努力もしなかったら1割から2割売り上げが下がるという、よくそんなふうに言われています。その中で、3店舗が前年同様で、3店舗が売り上げが上がった。そういう実績があつて、じゃあことしのおもてなしの協力店、6店舗から9店舗でしたか、何店舗になったんですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（小池洋一君） 今回は、今現在で了解を得ているのは6店舗プラス2店舗で

す。もっともっとふやしていきたいというようなことでは考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○2番（桜場政行君） このおもてなし協力店に関しては、船岡駅から城址公園の周辺の方たちの商店街ということを知っていました。ただ、やはりこれからは商店街の人たちの観光に対する意識を変えるためにも、まずおもてなしの協力店をお願いするには、いろんなことをお願いしています。観光スポットはどこだとか、軽い観光案内。そのたびに商工観光課の職員が行くのか、早川さんが行くのか、商工会が行くのか存じ上げませんが、私は船岡駅から城址公園に限らず、おもてなし協力店、船岡の町なかとか、逆に槻木の町なかの商店街にもお声がけをして、柴田町の観光に対する考え方とかそういったことを。時間はかかります、時間はかかりますけれども、限った店舗にしないで、ぜひとも、26年度の4月は間に合わないと思いますけれども、27年度からはそういったふうに町中の商店街に協力を求めたらいかがかと思いたすけれども、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（小池洋一君） おもてなし協力店につきましては、25年度からJR船岡駅から城址公園までの区間ということで設置しました。それで、ことしは少しずつふやしていくということで、近くまでふやしているというような状況です。2店舗は直線で城址公園までの間でない近隣ということになるんですけれども、そのほかに今回はおもてなしマップということで、どうしても花見に来て食事をするところがないとか、お土産がなかなか買えないというようなこともありますので、例えば飲食店とか、お土産やお菓子を買えるお店とかを紹介するマップを作成して、将来的には船岡駅から城址公園までだけでなく、おもてなし協力店として町内全域を視野に入れて、ふやしていきたいというようなことで考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○2番（桜場政行君） 時間と労費はかかると思いたすけれども、やっぱり商店街の方たちにそういったことを理解してもらうという意味では、そのように取り組んでいただきたいと思いたす。

今、おもてなしマップを平成26年度につくったということですがけれども、食事店とか、小さい駄菓子屋とか、そういったものを含めてのマップだと思うんですが、いろんな観光の事業を考えてみますと、柴田町商工会、ございますね。きのうも課長の答弁から、商工会の循環アドバイスを使いながらアンケートをとるとかどうのこうのと言っています。ただ、私も商工会のほうに入っていて思うんですが、商工会の加入率というのは51%から52%なんで

す。半分以下の商店街の人は入っていないということがありまして、これもいろんなことでちょっと問題だなとは思っているんです。ただ、今回のおもてなしマップ、これは商工会のほうでおつくりになったんですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（小池洋一君） これについては、町と観光物産協会ということで、生涯現役での事業の一環ということでつくっております。今現在、まだつくっているような状況なんですけれども、これについてもどちらかという船岡中心というか、駅から城址公園、そしてある程度銀座通りなども含めた形でつくっておりますので、将来的にはやっぱり町内全域のおもてなしマップというようなことで考えていきたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○2番（桜場政行君） ごめんなさい、質問の仕方が悪かったと思います。今回のおもてなしマップに関しては、柴田町の商工会に加入していないお店もそのマップに入るということですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（小池洋一君） 商工会に加入していないお店についても載せております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○2番（桜場政行君） 商工会に入らない商店主の考え方はいろいろあると思うんです。入りたくても入れないとかそういうこともありますし、できればおもてなしマップの取り組み方、柴田町商工会に加入していない方たちのそういったお店の紹介ができるような取り組みはぜひしてほしいなと考えていたんです。ぜひそういう取り組みを、今後ともしていただきたいなと思っています。

それから、ちょっと曲がり球になると思いますけれども、商店街の人たちの観光の意識づけを再び起こさせるといふか、観光のおもてなしの心をつけてもらうと言ったらちょっと失礼なんですけれども、町の観光に対する考え方とかをわかってもらうためにも、きのう広沢議員が質問したときに、消費税が上がる観点から考えて、各商店街にちょっとアンケート調査を行うようなお話をしていました。商工会の巡回パトロールを使いながら、アンケート調査を行うという答弁を商工観光課長がきのうやっていたと思うんです。その中に、そのアンケート調査は恐らく9月ごろから始まるということがあったので、できれば売り上げの動向も含めてなんですけれども、例えば町が考えている「しばたの観光」についてのそれぞれの店主の考え方、これもちょっとアンケートに入れてもらえないかと考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（小池洋一君） きのうの答弁では、アンケートなり聞き取り調査なりでというようにお話だったと思います。それで、店主のおもてなしについての考えということだと思っておりますけれども、それらについては商工会と連携を図りながら、商工会ではいろいろ巡回相談とかも歩いていますので、そういう中で店主の考えなども聞いていけるような形にしたいと思っております。

それから、今空き店舗対策ということで、各商店街の会長さんも含めて空き店舗対策を考えておりますので、その中で商店主さんの方の意見を確認するというのも可能だと思っておりますので、いずれかの方法で確認をしていきたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○2番（桜場政行君） いずれにせよ、とにかく観光を少しでもいいから考えてもらう、やっぱりそういったチャンスをつくるべきだと思いますので、課長何とかそれも含めてやっていただきたいと思っております。

それから、4番に移りたいと思っております。

今回、貝塚、遺跡、古墳等を発掘調査し、新たな観光ルートを開発すべきじゃないかという質問をした背景に、実は槻木の貝塚を何カ所か見てきたんです。金谷貝塚とか、上川名貝塚、中居貝塚を見たんです。それで、中居貝塚を、これ民地なんですけれども、お断りして見てきたんですけれども、畑になっているんですけれども、入ったときにはまばらの貝殻が落ちていたんです。ずっと上って行って、奥のほうに行ったら、すごい貝塚が畑一面にごろごろあったんです。一緒に同行した方からいろんな話を聞いて、ここももしかすると畑を掘ると8メートルぐらいの貝塚の堆積層が見られるかもと、恐らく見られるだろうというお話があったんです。そのとき、私、孫や子供たちや知人にもこの貝塚を見せたいなと思ったんです。絶対これは観光地として目玉になるなと思ったんです。

それから、下名生の大畑遺跡の調査が3年ぶりに行われるということを目にしたものだから、これもこういった関係から起爆剤となって、実際遺跡調査が始まって4,000平米かな、大規模なんですけれども、こうなるといいことも悪いこともできれば、悪いことのほうが多いかもしれませんけれども、この辺から観光ルートに結びつけられないかなと思って提案したんですけれども、大畑遺跡の調査は実際お聞きになっていますか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（相原健一君） 桜場議員のご質問にお答えします。

新大畑の遺跡については、平成23年7月に東北歴史資料館の研究員の方が土器らしいものを発見したということで、地名からもそういったことで遺跡ではないかというふうなご提言はいただいております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○2番（桜場政行君） 私も確実な情報じゃないので、じゃあ平成25年の3月ないし4月に調査が入るとい話は聞いたんですけども、そこまでは聞いていないということですね。はい。済みません。

それで、ここでちょっと変えて質問をさせていただきます。麴屋店主というか、平井さんが昨年亡くなりましたね。麴屋コレクションというのもこれは町の財産だと思うんです。そういった中で、ご長男さんがいるらしいんですけども、麴屋コレクションがこれからどんなふうになるのかということも含めて、一度か二度お話ししたことはございますか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（相原健一君） 麴屋コレクションの件ですが、あそこにはいろいろ民芸品やら、あるいは原田家由来、あるいは柴田家由来の物があると聞いております。過去にそういったものを保存できないかということで、存命なときにご協力をお願いした経緯はあるんですが、なかなか平井さんのご了解を得られなくて、現在に至っている状態ですけども、今回ご不幸があったということもありまして、再度またちょっと交渉をしてみたいなというふうには思っています。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（桜場政行君） 町の大事な財産だと思いますので、そういうところもやっぱり連絡をとってお話をして、これからの取り組み方とかをどうするのか、その辺は少しわかっていたほうがいいかなと思ったんです。実際、船岡城址公園から麴屋コレクションが改めて整理をして、あそこをまた観覧できるような形にして、そこで次に行って、大光寺さんは五百羅漢、実際常日ごろ見られるかどうかわかりませんが、ここを見て、町なかに行って食事をとってもらおうというようなコースだってできると思うんです。だから、やっぱりそういうところの見直しというのも絶対必要だと思いますので、しっかりとその辺をやっていただきたいと思います。

それから、教育長にお伺いしたいんです。これは急な話で、すぐにやりなさいとは言いません。先ほど言った貝塚です。それをぜひ小学生の児童に見せる機会を、特に中居貝塚です。発掘しなくても、本当に畑一面に貝殻がいっぱいあるんです。そして、そこに気のきいた、昔は

ここはこんな感じだよと説明をしたら、子供たちも柴田町というのはこういうところがあって、こんな歴史があるんだということがわかって、いずれその子供たちが誰かにお話しして、観光の町を宣伝というわけじゃないですけども、そういうことも触れるような子供たちがふえると思うんですけども、教育長いかがなものでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（阿部次男君） 学校行事の一環として校外学習というような形で子供たちを貝塚見学させるということは可能かとは思いますが、ただ実際にどこの学年でどんな形でというふうなところは、あるいはどの教科でどんなふうに位置づけてと、総合学習にするのか社会科にするのかいろいろあるかと思いますが、その辺のところをちょっと校長会等でも話題にしてみたいというふうに思います。

なお、柴田町の教育委員会としては、小学3年生、4年生、これが地域学習なものですから、「わたしたちの柴田町」という副読本を作成しております。そんなところにも柴田町の歴史なんかも記載しておりますので、そういったところを切り口にして子供たちに柴田町の歴史、特にこういった遺跡等の学習についても進めることができるのではないかと思いますので、これからまた改めて検討してみたいと思います。ありがとうございました。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○2番（桜場政行君） ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

それから、観光インストラクターに関しては、答弁のほうでこれからしっかりやるということだったので、一番懸念していたのは里山ハイキングコースというのは平成元年に柴田町グリーンベルトというのを十三、四年かけて10回ほど行った、そのメンバーの方たちがたまたま集まりまして、その方が中心になって里山ハイキングを進めていったという経緯があると思われて、その方が完全にこれからは離れるということがあって、ぜひ里山ハイキング、大分皆さんに周知されて、本当に里山ハイキングを開催するとたくさんの方たちが参加しているということなので、風化させないためにはやっぱりインストラクターの養成が必要だと思っていましたので、ぜひとも先ほどの答弁のようにしっかりとやっていただきたいと思います。

それから、最後になりますけれども、私、柴田の四大桜が何かうまく機能してない。白石川堤の桜、城址公園の桜、そして太陽の村と、あともう一つは自衛隊です。それをうまく、名所ツアーの実施というのを、例えば2次交通、タクシー会社を頼むとか、もしくは町主催の名所ツアーを行うということで、とても話題性があり、いいと思いますけれども、いかがなものでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 確かに3大まつりまでは、桜まつりまでは柴田の管轄なんですけど、4つ目の自衛隊というのは、一時期は少しオープンだったんですが、最近はちょっと入るのが厳しくなったものですから、そういう問題もありますけど、四大桜というふうに使えるのは柴田町でございますので、そういった意味ではまずは平成27年度にさくら連絡橋を整備することによって、多分これまでと違った人の流れになりますので、人の流れがふえますとそれに対して商売もついてくると、そういうするとやはり観光というのは自分たちの生活を豊かにするんだという思いが広まってきますので、そうすると相乗効果で次のステージとしては四大桜をきちんとアピールしていく。

次の段階としては、今桜場議員おっしゃったこの役場周辺、これを小布施町のように、小布施町というのは古い町並みを新しくしたんではないんです。今は景観、まちづくり事業ということで、新たにつくっているんです、同じトーンで。ですから、そういう事業で1年間に1つずつつくっても10年間で実は10個、小布施はつくっているんです。そういうふうには町全体がそういうところにお金を使っていいんだと、使うこともいいんだという雰囲気づくりのほうがまずは大事かなというふうには思っております。そういった意味で、観光まちづくりはまず住民の方が観光で人が来ることが自分の生活をよくすると、だからいい町を自分たちで美しくしなければならぬんだと、住んでいる人がやっぱり自分の町を愛するというのが私は基本ではないかなというふうには思っておりますので、みんなで進めていきたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。（「終わります」の声あり）

これにて2番桜場政行君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

10時45分再開とします。

午前10時28分 休 憩

午前10時45分 再 開

○議長（加藤克明君） **再開します。**

休憩前に引き続き一般質問を行います。

16番我妻弘国君、質問席において質問してください。

〔16番 我妻弘国君 登壇〕

○16番（我妻弘国君） 16番我妻です。大綱3問、お伺いします。

1 点目、船岡小学校の安全対策検討は本当にしたのか。

1997年に、神戸市で酒鬼薔薇聖斗事件が起きました。この事件をきっかけに、私は学校敷地内に不審者侵入防止が必要であるということで、船岡小学校裏の蓮華寺から東側民間地までの生活道路について、安全対策整備をしなければならないのではないかと提案しました。その後、10年以上経過しましたが、どのような安全対策をとられたのかお伺いします。

ちなみに、執行部に対する一般質問は、最後に「検討します」の答弁で終わるのが通例になっておりますが、真摯に答弁を願うものであります。

2 点目、空き家解消は国の指針待ちなのか。

多くの自治体が空き家政策を打ち出してきている。不審者侵入や不審火が心配なためである。空き家を所有している理由は、相続が多いと聞いている。所有者は空き家を管理していないし、家屋の状況確認や防犯などの見回りもしていません。その理由は、「居住地が遠くであり、管理ができない」「住む予定がないので管理は不要」「手間や費用がかかる」などという理由であります。解体すれば解体費用がかかり、固定資産税も高くなります。町ではどのような対策を進めるのかお伺いします。

3 点目、町長は立候補する考えは。

7月には町長選挙を控えております。再立候補を考えているのでしたら、首長の多選についてお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。1 問目、教育長。2 問目、3 問目、町長。最初に、教育長。

〔教育長 登壇〕

○教育長（阿部次男君） 大綱 1 問目、「船岡小学校の安全対策検討は本当にしたのか」につきまして、お答えをいたします。

本件関連のご質問としましては、平成16年第4回定例会におきまして、児童生徒の学校内の安全に関して、小中学校の校門の閉鎖の現状について我妻議員からご質問とご提案がありました。また、平成16年11月16日付柴監第42号定期監査の結果についての報告もあり、教育委員会としてはソフト面とハード面の両面から検討をいたしました。

ソフト面の対応としましては、各学校での安全対策の現状把握と対策の確立を目的に、児童生徒の安全対策会議を立ち上げ、平成18年5月30日の第1回会議を初めとして、子どもの安全を守る集い、それからスクールガード講習会などを開催し、学校と地域とともにつくる安全対

策に取り組みました。安全パトロール隊や見守り隊など、地域の皆さんの組織立ち上げにもつながり、広報しばた平成19年1月号で「私たちの宝をみんなで守る－犯行をさせない地域づくり－」の特集記事を組むことができたと思っております。

ハード面の対応策としては、船岡小学校校舎裏西側の蓮華寺側の町道船岡東1号線の接続点と、船岡小学校校舎裏東側の町道船岡東2号線との接続地点の2カ所に、船岡小学校校長名で注意看板、「校地内につき関係者以外の通行を禁止します」を設置しました。現在、関係者以外の車両の通行はほとんどない状況ではありますが、学校への不審者侵入の防止対策は極めて重要と考えますので、改めて校舎裏の通行（通り抜け）禁止の措置に向けて、措置の目的や開始時期などを周辺住民の皆様にお知らせするとともに、ご理解をお願いしてまいりたいと思っております。

なお、「検討します」と答弁しました件につきましては、今後も真摯に取り組んでまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 次に、町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 大綱2問目、3問目、お答えいたします。

まず、空き家解消の件でございます。

平間奈緒美議員や平間幸弘議員の答弁と重複になりますが、本町における空き家につきましては昨年、行政区長の協力をいただき、町内の空き家、空き地の調査を実施し、空き家については船岡地区65件、槻木地区50件、合計115件、空き地につきましては船岡地区17件、槻木地区10件、合計27件の報告をいただき、台帳整備を行いました。

まず、町内の不動産業者に、中古物件として売れそうな空き家について伺ったところ、柴田町においてはすぐに借り手や買い手が見つかる状況であるが、例えば中古物件として申し出ない物件は相続等何か問題を抱えている場合が多いということでもございました。今後、リフォームすれば活用可能な空き家については、空き家バンクなどの施策を講じている自治体もありますので、町民のニーズを把握しながら、調査・研究に努めてまいります。

また、一方で老朽化した空き家の取り扱いについては、国が現在自治体の努力だけでは空き家解消には限界があるとして、空き家対策の推進に関する特別措置法案を次期国会での成案に向けて関係省庁で協議がなされております。協議されている内容については、立入調査権の付与、解体や修繕が必要な場合の指導助言・勧告命令・行政代執行の実施策です。また、空き家を更地化した場合の固定資産税の軽減措置も講じられる法案となっております。

町としては、平成26年度に空き家条例制定に向けた準備検討会を立ち上げ、国の法案の成立を見据えながら、条例案の作成に着手してまいります。

3点目でございます。

町民の負託を受けている私にとって、平成25年度の補正予算や平成26年度の当初予算の審議を主要課題とする3月議会は、これまで以上に重要な会議であると考えております。職員とともに全力を挙げて対応しなければならないと考えておりますので、今はこの会議だけに集中していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 我妻弘国君、再質問ありますか。どうぞ。

○16番（我妻弘国君） それでは、1点目をお願いします。

平成23年に校舎の安全対策や隣接住民が生活道路として使用している船岡小学校裏側の駐車場について、公有財産のあり方を検討すべきと監査から指摘をされております。監査室で関係課が打ち合わせをしていたと、9月の監査報告にありました。これについて、このときの関係課とはどこなのでしょう。お伺いします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） お答えいたします。

当時の記録を見ますと、財政課、都市建設課、教育総務課という3課でございました。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○16番（我妻弘国君） どこの課が主体的に対応するのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） そのときの打ち合わせでは、3課で連携してということで、監査のほうからのご指導もいただきまして、ですが町道という面では当然都市建設課ということになりますし、学校施設ということになりますと教育総務課ということになりますので、そこは協議の上で、学校の施設をとめるということから考えましたらやっぱり教育総務課のほうになろうかなと。ただ、町道が途中で学校施設に接続しておるものですから、途中での通り抜けができませんという事前の周知につきましては都市建設課のほうでの対応というふうに、今回のご質問をいただいたことから道路管理者の担当する都市建設課とで協議をさせていただいているところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 10年前に、この裏側の土地を公有財産ということで、これはちょうど事

件の、ちょっと気持ちの悪い事件、全国的に有名になりました、あのときだったものですから、何とかやっぱり不審者を入れないようにしなければならないと。もちろん船岡小学校の場合は前のほうから見ますと見えるんです。裏側は給食車が入ってくるぐらいで、見えないんです。ロープがありますね。例えば蓮華寺のほうから入ってくると、体育館にずっと入っていき、校舎にも入っていきると、こういうふうになります。こちらのほうは、あのとき門をつけて通れないように考えましよう、そういうことを言っていたのに全然門はついていないです。いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） これまで議会の中でのご質問、ご提案に対して答弁したことにつきましては、やはり教育委員会、町もあわせて対応が求められているというふうに考えます。であります、いろいろ検討した結果も記録を読み返してみますと、門を閉鎖することによって関係する、今お話にもあったように給食の搬送だったり、あとは職員の通勤、今の説明でも東側の道路は周辺の住民の皆さんの協力をいただきまして特に通学路という指定をさせていただいているものですから、そうしますと、時間指定の通行どめとかありますので、許可をとっての進入というようなこともありまして、そういうもろもろの手だてをあわせて考えていなくてはならないんですが、やはり最終的にはご提案とかご質問があったものにつきましては今後も取り組んでいかなければならないというふうに思っているところです。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 東側から入ってきて、今度鉄道沿いに民地があります。そのところはずっとフェンスがこうされてありますけれども、最後のほうになりますと、もうやぶになって入ることもできない。前はあそこを民家の人が通ってきたんです。今は全然通れなくなりました。あれはどこの土地なんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） ただいまのご質問は、学校の敷地とJRの間の土地という…

○議長（加藤克明君） どうぞ。

○16番（我妻弘国君） いや、そうじゃなくて、今民間の土地が1軒ありますね、校舎の裏に。その後畑みたいなのがあって、もうそっちのほうは全然ブッシュみたくなくて、通れなくなっているんです。あれはどこなんですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

- 教育総務課長（笠松洋二君） ブッシュといますか、原野のようになっている部分の土地というのは、今議員のご質問に出ました学校の東側の道路側にお住まいの方の所有地ということになっております。野原になっっている部分は。
- 議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。
- 16番（我妻弘国君） あれはフェンスで囲まれていますか。
- 議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。
- 教育総務課長（笠松洋二君） 途中まではフェンスがあるんですけども、今言った町道船岡東1号線ですか、そちら側のほうは一部フェンス、門扉があるような形と、あとはない状態というのが今の状態です。
- 議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。
- 16番（我妻弘国君） それでは、あそこの駐車場と学校の駐車場、面積と長さはどのぐらいなんでしょうか。
- 議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。
- 教育総務課長（笠松洋二君） 大変申しわけありません。今はその数字が手元にないんですけども、教職員の駐車スペースとしては活用させていただいているところでございます。済みません、面積は今調べたいと思います。
- 議長（加藤克明君） わかり次第。（「後ほどでいいです」の声あり）再質問ありますか。どうぞ。
- 16番（我妻弘国君） それでは、車は先生方の車が主だと思うんですけども、あそこを通り抜けする車もあるわけです。両方ともオープンになっていますから。
- 議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。
- 教育総務課長（笠松洋二君） 今回ご質問いただきまして、学校のほうとの確認をさせていただきました。学校も、ずっと24時間調べているデータがございませんので、通っている車が全くないという答弁はできませんでしたので、ほとんどない状態、余り通っていることを学校のほうでも認識していないものですから、そういうことでほとんどないというような答弁にさせていただいたところでございます。
- 議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。
- 16番（我妻弘国君） 車のほうはわからないと。それでは、通行人はどのぐらいあるんですか。例えばあそこには防犯カメラなんか設置してあるんですか。
- 議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） 防犯カメラの設置はございませんし、ただいま車両の答弁をさせていただきますと同じように、通行されている方が学校関係者以外で何人いらっしゃるかと、大変申しわけないんですけれどもそういうデータは今は持ち合わせていないという状況でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 持ち合わせていないというよりも、調べたことがないんじゃないですか。調べられたんですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） そういうご質問でありましたら、調査をしたという実績がないということです。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○16番（我妻弘国君） それでは、再度。今回、千葉県柏市で通り魔事件がありました。あの犯人が、酒鬼薔薇の事件がすばらしいなんてインターネットで出しているんです。非常に困った人たちが多いなと。最近子供たちに対するそういうのが多いんじゃないかなと、こう心配しております。ぜひ今回私の提案を真面目にひとつ受け入れていただいて、検討いただければなと、こう思います。というのは、あそこはもう民間の方も入れないと協議できないと思うんです。ぜひひとつお願いしたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） やはり先ほど申し上げましたように議会でのご提案、ご質問に対しましては、当然真摯に受けとめまして、それに対応するという事は町も教育委員会も同じように考えているというところをご承知いただきたいんですけれども、そういう意味でも今後やはり全国的な、今議員のご質問の中でご心配いただいているような、そういう凶悪な事件も発生するという事を考えましても、現状を把握して、とるべき対策をとってまいりたいと。ただ、やはり学校施設は面積が広うございます。そうしますと、今議員のご質問のほうでもご心配いただいているように、通常余り目の触れない、船岡小学校の場合ですと北側のその駐車場の土地の区域になるわけなんですけれども、そういう意味では全体的な見方をしまして、その全部を例えばフェンスで囲むとか、そういうことはなかなか一気にというのは難しい部分もあるかと思うんですけれども、優先的に対応しなければならないところを調べながら、実施を考えていきたいというふうに考えます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 一生懸命対応したいということなので、1点目はこれで終わらせていただきます。お願いいたします。

2点目です。空き家解消ということで、きのう平間議員の質問で、槻木に50件、船岡に65件の空き家があると言われていました。この空き家政策ということで、きのう町民環境課の課長が答弁されていたんですけども、町民環境課の課長が主体となって空き家政策を進められるのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（佐藤富男君） 空き家問題については、町民環境課だけでは対応できかねますので、現在町民環境課が町民からいろいろな苦情、相談を受けますので、関係する課ということで総務課、まちづくり政策課、都市建設課、税務課等と連携をとりながら、現在空き家対策に取り組んでいるところでございます。

○議長（加藤克明君） どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 先ほど町長答弁で、ちょっと危険なところがあったとかということで、指導助言・勧告命令ということ、そういうのが今度できるようになると言われていました。ところで、柴田町に危険と思われるような空き家は何軒ぐらいあるのか把握しているのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（佐藤富男君） 現在、危険と思われる箇所については余りないというふうに思っております。実は、東日本大震災で老朽化していた家屋等が全壊、大規模半壊、半壊というようなことがあって、多くの家屋等については解体を行ったり、または応急措置を行っております。今行政区長さんのほうから、先ほども答弁申し上げていましたとおり、全行政区に調査をして、回答を得ております。その中で、今すぐ解体が必要だという内容のものは現在来ておりません。今後、再度現状を再調査いたしまして、分類しなければならないというふうに思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 先ほど解体などの行政代執行という話が出たんですけども、これには基準点なんかは何かあるのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（水戸敏見君） 行政代執行法にあって、全国で300近い自治体が独立条例でやっているわけですけども、現実的には行政代執行法、相手方を確認しなければいけない、さまざま

まな要件がありまして、国内でも4件しか取り組まれておりません。今、法制化されるについては、それを緩和する代執行法、略式代執行法、これが法制化されて、各市町村が条例で受けることによって、例えば完全に公に危険性がうんと高いという証明とか、あと所有者が不明でも代執行に踏み込めるという形になるかと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○16番（我妻弘国君） それは総務課長、この指導助言・勧告命令という一通りの基準を超えて、終わった時点でそれができるということですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（水戸敏見君） 措置命令不履行、これを条件としまして代執行に踏み込めるという形は同じだと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○16番（我妻弘国君） かなり高齢化が進んできております。柴田町の高齢化が進むと、柴田町の空き家ということについてはどのような傾向が出てくるのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（佐藤富男君） 当然高齢化が進みますと、若い方々が同居されて住んでいただければ引き継がれると思いますけれども、若い方々が転勤とか、他市町村に通勤の関係で新しく家を設けるといった場合については、両親だけが残るというケースが出てまいります。そういう場合については、空き家というのが出てくる可能性はあると思います。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 両親と一緒に住んでいる方々は本当に少なくなってきました。ここ10年、どんどんどんどんと少なくなってきました、単身で住んでいる方、65歳以上ですね、それから夫婦でも65歳以上を超えていると。私のところなんかもそうです、2人で。いつか恐らく、区長さんの心配な家の一つに入っているのかなというふうに思っていますけれども。

それでは、今入っていない、古くなって入る人もいない、けれども解体できない、解体すると固定資産税がぐっとふえると。これの仕組みです。どんなふうになっているんですか、これは。それをお伺いしたいんですけれども。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。税務課長。

○税務課長（関場孝夫君） それでは、我妻議員の質問にお答えいたします。

住宅が建っている土地の固定資産税でございますが、住宅が建っていることによって住宅用地の特例軽減がございます。これについては、建物の面積の10倍の土地までが対象となり、そ

のうちの200平米が小規模住宅用地となりまして、標準税額の6分の1課税になります。それを越えた分が3分の1。例えば、200平方メートル以下の土地でありますと、固定資産税が6分の1、建物がなくなるとその軽減が受けられませんので、6倍の固定資産税にはね上がるというようなことになります。以上です。

○議長（加藤克明君） 再質問ございますか。どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 解体して更地になると6倍の固定資産税、そのほかに都市計画税なんかも入ります。そうすると大変な負担になるわけですけども、さて、どこら辺で柴田町では指導助言・勧告命令を出していくのか。基準なんか考えたことはありますか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 先ほど町長の答弁でもお答えしているんですが、やはり町だけ、市町村だけでは限度があるということで、今国で法制化の動きをしております。それで、一つの方針が法律の中でつくられれば、当然固定資産税の軽減の条項も今検討されているというようなことですので、それを見ながら町のほうとしても取り組みをやっていかなければならないというような形です。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 国交省では、この春をめどに賃貸とか売買とか指針を作成すると、こう言っております。この空き家対策というのは、一つは危険防止ですね。危険なため必要な措置の勧告ができる。2つ目は、利活用を図り、コミュニティや文化を守ると。こういうふうになっております。ぜひひとつ早目に条例をつくりまして、町民の方が心配ないようにしていただきたいと。まちづくりでも何でもそうですけれども、議員も執行部も一番は安全・安心の町をつくると、そういうことだと思っております。ぜひひとつ頑張ってくださいと、こう思います。

それでは、町長の答弁をもらいましたので、どんなふうに質問していったらいいか私もこれ考えます。まず一つ、安全・安心ということです。館山の連絡橋のスロープの問題がありました。12%という勾配が、何ら法律の規制はないので心配ありませんと。しかし、問題は事故が起きてからではないんです。安全で、心配のない、そういうところが一番要望されております。ここら辺もきちんとわかっていただかないと、次のところに進まないのではないかと。

前の課長さん、退職するとき、町長はすばらしいんだけど3期で引退すると、こう言っているんです。え、そんなこと言ったっけ、そういうふうに言いましたと。ということで、私ももったいないなと思いつつながら、多選について伺ったわけでございます。

それから、町長は一生懸命頑張ってやっていますけれども、男女参画ということではひな壇に女の方が誰もいない。一生懸命やっていますけれども、そこら辺どんなふうに考えますか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（水戸敏見君） 前の会議でも、いわゆる町の執行部内の女性登用の問題について取り上げていただきました。平成26年度からというとおかしいんですけれども、それなりの取り組みは始めたいというふうには考えております。

○議長（加藤克明君） 我妻議員、一問一答をできましたらお願いしたいと思います。どうぞ。

○16番（我妻弘国君） この間、施政方針が終わって、私も聞いていました。そしたら、ふわふわドームを設置すると。それから、山崎山の里山のハイキングコースもいろいろするというところで、町長が一緒になったところで、「読みましたか」と言うから「読みました」と。だけど、さてどんなふうに理解したらいいのかわからないなど、こう思っておりました。

多選について、私の高校の同窓の人が言っていた言葉をお話しします。町長の答弁は要りません。多選ということについては、執行する町長が、執行者、実際首長と言ったほうがいいですか、偉い人と見られ、ちやほやされ続けたい、そういう願望があると。それから、現職というのは選挙に強いと。対立候補から比べれば、知名度抜群、関係団体もこぞって支援。健康状態良好で行動力心配なしと、こういうふうに。町長はびったりだなど思っているんですけれども。それから、後継者がいないと。誰よりも能力があり、経験は十分との自負があります。それから、今度の予算書を見ますと、町長が手がけた仕事がいっぱいあるんです。事業を中後半端なままでやめるのは無責任と考えているのかなと。今検討中だということなので、そうするといつもいつも予算があれば永久に事業の政策できちんとつくって、やめるときがなくなるのではないかなと、こんなふうに思います。そして、後援会というのもありますし、後押しが「継続してほしい」ということで、言いわけしながら継続すると。有権者が反対多数とならない限り、いつまでも続くということになると思います。そこの住民は満足でしょうが、中にはやっぱりある一つの期限をもって引退するということが必要じゃないかと、そう思っている人もいるわけです。反感を持つ人が多くなるのではないかなと。外から見ると、多選首長を持ってうらやましいというふうにはならないということです。

最後に、施政方針の最後のページには、「これまで以上に町民や議会との対話を重ね、夢のばらまきに終わらないよう」云々とあります。もし出られるのでしたら頑張ってください。

以上で終わります。

○議長（加藤克明君） これにて16番我妻弘国君の一般質問を終結いたします。

以上で一般質問通告に基づく予定された質問は全部終了いたしました。

これをもって一般質問は終結いたします。

答弁漏れです。教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） 大変申しわけありません。先ほどのご質問の中での答弁漏れがございましたので、申し上げます。

ご質問は、船岡小学校の北側の駐車場の面積と距離についてのご質問がございました。東西に約200メートルになりまして、幅が10メートルですから、2,000平米ぐらいかというふうに捉えているところです。

日程第3 議案第68号 固定資産評価審査委員の選任について

○議長（加藤克明君） 日程第3、議案第68号固定資産評価審査委員の選任については、人事案件でありますので、全員協議会にお諮りしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 異議なしと認めます。

これより直ちに委員会室において全員協議会を開催いたしますので、ご参集お願いいたします。

ただいまから休憩いたします。

11時40分から再開いたします。

午前11時22分 休憩

午前11時40分 再開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

日程第3、議案第68号固定資産評価審査委員の選任についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第68号固定資産評価審査委員の選任についての提案理由を申し上げます。

現在、固定資産評価審査委員としてご活躍いただいております齋藤和弘氏は、平成26年3月23日をもって任期満了となります。昨今、土地や家屋に係る固定資産の評価については、町民

の関心度も高くなってきていることから、固定資産評価審査委員の重要性も増し、さらに公正な審査を確保する必要があります。このようなことから、固定資産等に関する専門的な資格を有し、実績のある齋藤和弘氏を再任したく、ご提案申し上げる次第であります。

何とぞご同意くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより討論に入りますが、議会運営基準により討論は省略いたします。

これより、議案第68号固定資産評価審査委員の選任についての採決を行います。

本件はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、議案第68号固定資産評価審査委員の選任については、これに同意することに決定いたしました。

日程第4 議案第69号 町道路線の廃止について

日程第5 議案第70号 町道路線の変更について

日程第6 議案第71号 町道路線の認定について

○議長（加藤克明君） 日程第4、議案第69号町道路線の廃止について、日程第5、議案第70号町道路線の変更について、日程第6、議案第71号町道路線の認定についての3カ件を一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました議案第69号町道路線の廃止について、議案第70号町道路線の変更について、及び議案第71号町道路線の認定についての提案理由を申し上げます。

議案第69号の町道路線の廃止については、北船岡町営住宅3号棟の建設に伴うものです。町道北船岡27号線が建設場所に位置することから、当路線を廃止するものであります。

議案第70号の町道路線の変更については、船岡中央一丁目に位置する町道船岡中央8号線の路線終点を変更するものです。

議案第71号の町道路線の認定については、今回7路線の認定をお願いするものです。下名生字新大畑に位置する法定外公共物の道路を、町道下名生48号線として認定を行うものです。

また、現在整備を進めております（仮称）さくら連絡橋や船岡城址公園の園路などについて

て、町道館山4号線、館山5号線、館山6号線、館山7号線、館山8号線及び館山9号線として町道認定するものであります。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） それでは、詳細説明を申し上げます。

議案書3ページをお開きください。

議案第69号町道路線の廃止について。

道路法第10条第3項の規定に基づき、町道路線の廃止についてお願いをするものです。

お配りしています議案第69号関係資料をごらんください。

凡例にありますように、赤色の実線表示をしていますのが町道北船岡27号線になります。ちょうどこの北側には北船岡町営住宅1号棟、2号棟が既に建設済みでございます。今回、北船岡町営住宅3号棟の建設予定位置が北船岡27号線と重なることから、一般の交通の用に供さないということで、路線の廃止をお願いするものです。延長につきましては、120.7メートルであります。

それでは、議案書3ページにお戻りください。

議案書のほうで、路線名、起点、終点をご説明いたします。

今回の廃止路線です。路線名、北船岡27号線。起点、柴田町北船岡二丁目12番204地先から、柴田町北船岡二丁目12番205地先までとなります。

続きまして、議案書5ページをお開きください。

議案第70号町道路線の変更について。

道路法第10条第3項の規定に基づき、町道路線の変更についてお願いをするものです。

今回は、町道終点の変更になります。

お配りしています議案第70号関係資料をごらんください。

凡例にありますように、黒色の点線で示しているものが現在の町道です。赤い色、実線表示が変更後の路線となります。図面の表記上、赤と黒と全く違う路線というふうに見えてしまうんですが、実は1つの路線で、この赤い路線の中に黒い点線があるというふうにご理解をいただければわかりやすいのかなというふうに思います。

今回、船岡中央8号線は、起点を船岡中央37号線としており、変更後も変わりません。終点位置をJR東北本線の近くに船岡東1号線という表示があるんですけども、その接続点を

これまで終点としておりましたが、その上空に一般県道、船岡停車場船泊線があるんですが、この高架の部分から階段を通じてちょうど下の町道においてくるような施設がもうでき上がっています。そのために、町道船岡中央8号線はこの階段で分断されることになりました。重ねて、階段のほかにその区域を、ちょうど県道の区域をガードレールで閉鎖されているので、全く人が通れない状況になっているということで、今回船岡中央35号線ということで、高架下の町道に終点位置を変更するものでございます。変更に伴って、延長が66.6メートル短くなります。

議案書5ページにお戻りください。

今回の変更につきましては、終点になります。

路線名が船岡中央8号線、起点につきましては柴田町船岡中央一丁目122番1地先、こちらは変更後も変わりません。終点のみ、これまでが船岡中央一丁目71番2地先から、柴田町船岡中央一丁目169番1地先に変更になるものです。

続いて、議案書7ページをお開きください。

議案第71号町道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定に基づき、新たに町道7路線について認定をお願いするものです。

お配りしています議案第71号関係資料をごらんください。こちらは2枚になります。

初めに、下名生48号線です。こちらも凡例にありますように、今回認定をお願いする路線は赤色の実線表示となります。これまで法定外公共物の道路として、既に生活道路として利用している道路であります。北側、町道下名生12号線と、南側、下名生21号線を結び、道路網が既に形成されていて、一連の道路形態であることから、延長128メートルを今回町道として認定をお願いするものでございます。

もう一枚目をお開きください。

こちらは、さくら連絡橋に伴う船岡城址公園内の園路整備に伴うもので、今回は館山4号線から9号線まで6路線、町道認定をお願いするものであります。今回、さくら連絡橋、それから船岡城址公園内の園路整備をしたことに伴って、県道、町道から直接乗り入れをして、それらが全て連続して道路網が形成されるということで、7路線の認定をお願いするものでございます。

それでは、議案書にお戻りください。

7ページです。

路線名、起点、終点でご説明申し上げます。

下名生48号線、柴田町大字下名生字新大畑1番2地先から、柴田町大字下名生字新大畑9番地先となります。

館山4号線、船岡字館山19番5地先から、同じく終点、船岡字館山19番5地先までとなります。これは城址公園内の底地というか、地番が同一ですので、こういった表示になります。

館山5号線、船岡字館山19番5地先から、船岡字館山19番5地先までとなります。

館山6号線、船岡字館山19番5地先から、船岡字川端59番地先までとなります。

館山7号線、船岡西一丁目519番11地先から、船岡字館山19番5地先までとなります。

館山8号線、船岡字館山19番5地先から、船岡字館山19番5地先までとなります。

館山9号線、船岡字館山3番1地先から、船岡字館山5番1地先までとなります。

以上の3件となります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。質疑は一括といたします。なお、質疑に当たっては、議案名を示して行ってください。質疑ありませんか。13番水戸義裕君。

○13番（水戸義裕君） 議案第71号の下名生48号線ですが、これは法定外公共物ということで、いわゆる赤道と言われる部分のことだと思うんですが、これは町道に認定したからといって制限される、例えば舗装するとか拡幅するとかそういうことの制限があるということはないんですね。ちょっとそれだけお聞きします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 町道認定するという事は、道路網の形成がされて、町民福祉の増進とか、交通に寄与するという目的があって認定をするものなんですけれども、既に今議員おっしゃいましたように赤道ということで、道路の形態をなしているものなんです。今回認定をするということは、将来においてしっかりと道路管理をしていくという位置づけになるものです。

○議長（加藤克明君） よろしいですか。それでは、16番我妻弘国君。

○16番（我妻弘国君） 議案第70号の船岡中央8号線です。変更後の赤い路線はわかるんですけども、変更前の路線の先のほう、これの対応はどういうふうになるんですか。なくなったということで、これは町の管理として残るのか、町道として残るのか。これちょっと教えてください。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 変更になって、短くなったところについては町道でなくなると

ということが一つと、当然底地は町のものでありますので、町として普通財産として管理をするということになります。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 町の管理となるということは、例えば現在舗装されて、将来壊れたときにまた再舗装すると、そんなふうに考えていいんですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 町道であれば、道路管理者がこれまでやってきましたし、町の財産であれば財政課も含めて町全体としていろんな手当てはしてきたんですけれども、ここに関してもそういったことが起き得れば、当然私たちの中で調整をして手当てをするようになるんですが、実は高架橋の下に既にガードレールで閉鎖をされて、全く通行のできない、一応舗装にはなっているんですけれども、通行のできないところですので、今後舗装が古くなることはあると思いますが、壊れてということはないですし、今後人が通るといことはありません。（「わかりました」の声あり）

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。4番秋本好則君。

○4番（秋本好則君） 議案第71号についてお聞きします。

館山周辺の部分なんです、この部分は今現在遊歩道あるいは園路という形で使われていると思うんですが、これを町道認定しますと先ほど課長言われたようにいろいろな義務が出てくると思うんです。これを遊歩道あるいは園路のままにするということよりも町道にするという、そのメリットについて教えていただきたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） まず一つ町道に認定をお願いするときには、道路網の形成がされる、線がそれぞれつながって、一つの交通が一連としてつながるといことがあるので、そういったところについては町道認定をして、道路管理をしていくという考え方がありますので、その点に立って今回お願いしているものです。

○議長（加藤克明君） 再々質問どうぞ。

○4番（秋本好則君） そうしますと、認定すると同時に狭あい道路にもなるということでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 館山4号線以下9号線までにつきましては、幅員が2メートルということですので、歩行者専用道路という位置づけで認定をしたいというふうに思います。

○議長（加藤克明君） 再々質問よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案名を示して行ってください。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、議案第69号町道路線の廃止についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第70号町道路線の変更についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第71号町道路線の認定についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまから休憩いたします。

13時再開いたします。

午前 1 時 5 8 分 休 憩

午後 1 時 0 0 分 再 開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

日程第 7 議案第 7 2 号 柴田町学校給食センター建設等整備基金条例

○議長（加藤克明君） 日程第 7、議案第72号柴田町学校給食センター建設等整備基金条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第72号柴田町学校給食センター建設等整備基金条例についての提案理由を申し上げます。

柴田町、村田町、大河原町3町共同による学校給食センター建設に関しましては、3町長で話し合った結果、3町共同ではなく、3町それぞれで学校給食センターを建設することで了承したことから、昨年9月2日開催の柴田町議会9月会議において議員各位に対しまして経過報告をいたしました。また、町民の皆様に対しましては、平成25年広報しばた10月号で特集記事を組み、今後の対応について当分の間施設を修繕して使用していくこと、平成27年度に策定される柴田町総合計画の後期計画で建設時期を明記していくこと、現在の学校給食センターに係る緊急修繕や、新しい学校給食センターを建設する際の財源を確保するため、平成26年度から学校給食センター建設等整備基金として積み立てを行うことをお示しいたしました。

今後の学校給食センターの建設等整備に向けて、平成26年度から柴田町学校給食センター建設等整備基金を設置し、計画的な財源確保を図るため、本条例を制定するものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） それでは、議案第72号の詳細説明を申し上げます。

議案書9ページをお開きください。

柴田町学校給食センター建設等整備基金条例でございます。

第1条は、基金の設置の目的を規定します。柴田町学校給食センターの建設等整備の資金に充てるため、柴田町学校給食センター建設等整備基金（以下、基金という）を設置する。

第2条は、基金の資金源について規定します。基金は、一般会計歳入歳出予算（以下、予算という）に定める積立金及び寄附金その他の収入をもって充てる。

第3条は、基金の管理方法を規定しております。第1項では、基金に属する現金は金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。第2項では、基金に属する現金は必要に応じ最も確実、有利な有価証券にかえることができる。

第4条は、運用益金の処理の仕方を規定するものでございます。基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

第5条は、繰替運用についての規定となります。町長は、財政上必要があると認めるときは確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰りかえて運用することができる。

第6条は、処分の条件と範囲について規定しております。基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために、必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部または一部を処分することができる。

第7条は、委任規定でございます。この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は町長が別に定める。

次の10ページをごらんください。

附則でございます。施行期日を定めるものでございます。この条例は平成26年4月1日から施行する。

以上、詳細説明といたします。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。14番舟山彰君。

○14番（舟山 彰君） 1点目は、提案理由で「計画的な財源確保を図るため」とありますけれども、この新しいセンターの建設時期というのは後期計画などで決めていくというふうにありますけれども、計画的という意味では新しくできる、これから3年か5年か期間はちょっとわかりませんが、毎年幾らぐらいずつ例えば積んでいくと、それで基金として最終的にどのくらいというようなその見込みというものがあるんでしょうか。これが1点目でございます。

それから2点目は、3町の合同給食センターの構想のときに、私が委員長をしている文教厚生常任委員会で名取市とか東松島市を見てきました。各委員共通しているのは、やはりアレルギー対策というのが必要不可欠であると。そういう意味で、現在、町としては新しいセンターでアレルギー対策が必ずとれる、またはとれるようにつくるという考えでいるのか。それによって最初の質問の規模というものも変わってくると思いますので、アレルギー対策についてどう考えているかということ。

最後、3点目は、町民なんかにもこの基金で今のセンターの緊急修繕についても場合によっては使えるようにということなんです、私はやっぱりこの基金は新しいセンターをつくるために純粹に準備していくという趣旨のお金にして、現在のセンターの修繕というのはふだんの一般財源から行うべきではないかなと思います、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。1点目、財政課長。

○財政課長（武山昭彦君） お答えしたいと思います。

計画的な積み立てというご質問かと思えます。昨年もこれにつきましてご質問があったときに、9月の決算で出た剰余金とかを積み立てていきたいということでお答えしたとおり、機会があるごとに積み立てを図っていきたいと思えます。毎回幾らぐらいになるかというのはわか

りませんけれども、極力努力していきたいと思えます。

○議長（加藤克明君） 2点目、3点目は教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） 2点目のアレルギー対策についての考え方につきましては、これは3町共同の検討をしているときのご報告でも申し上げておりますが、柴田町で新たな給食センターを設置する場合も、やっぱりアレルギー対策に対応できる機能も持った給食センターというふうにしていく考えであります。

3点目のこの基金の用途といいますか、対象は新しい建設の資金に特化してというご質問かと思えますが、それを主に考えていくわけなんです、やはり大規模な長寿命化もしていく中で、そういう改善が必要な場合にも使えるというような基金の条文にしているということです。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○14番（舟山 彰君） 剰余金などが出たのをその都度どんどん積み立てていくという答弁ですが、一定の目標額というのがあるんでしょうか。例えばこの基金としてこのくらい積み立てをしておく、またセンターの実際の建設計画とかになれば一般財源からもカバーするけれども、やはりそれなりの、どのくらいかきそうだとする一つのめどを立てて、基金としての目標額、片方は一般財源、場合によっては町債というような、その基金での目標額ということをやっと私お聞きしたかったんです。

それから、2点目は今教育総務課長が現在のセンターで将来、場合によっては緊急修繕があり得るということなんですか。今の設備で、もしかしたらどうしても緊急修繕しなければいけないというものがあるというふうに認識しているんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。1点目、財政課長。2点目、教育総務課長。

○財政課長（武山昭彦君） 1点目の目標額につきましてお答えしたいと思います。

現在の段階では、まだ何も設計その他が決まっているわけでもなくて、建設資金についてもまだ不明確なところがあります。とりあえず毎回その積立額をふやししながら、できる限り積立額をふやして、将来に備えていきたいなと思っているところであります。計画が決まり次第、その目標額は当然定めていくものと思えます。

○議長（加藤克明君） 教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） 答弁申し上げます。

現施設の修繕費にも使うのかというご質問かと受け取ったんですが、やはり今財政課長も申し上げていますように、新しい給食センターを建設する時期によっては、やはり今の施設の改

修とかが発生した場合も使えるようにという考えのもとに、条文にも入れていると。すぐに何かをしなくてはならないというのが今あるんですかというご質問でありましたが、それはございません。以上でございます。

○議長（加藤克明君） 再々質問ありますか。どうぞ。

○14番（舟山 彰君） 本格的な図書館建設のための基金ももう既につくられているわけなんですけれども、例えば先ほど剰余金が出たら財政課長は積み立てしていきと、それぞれの例えば体育館、図書館、学校給食センター、基金に積み立てる優先順位みたいなのはあるんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（武山昭彦君） 建築年次が決まってきて、その建設に対する目標が定まれば、当然それに対しての基金はそちらに振り分けて、優先して基金の積み立てを行っていくようになると思います。ただ、現段階としてはまだ今のところ全て白紙の状態かと思っておりますので、今のところなるべく平等に、均等に基金の積み立てを行っていきたいと思っております。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。13番水戸義裕君。

○13番（水戸義裕君） 管理の第3条の2項、「最も確実かつ有利な有価証券に変えることが」という、これは参考までに聞きたいと思うんですが、有価証券に変えて基金を運用ということは、かつて町であったのか、あるのかどうかということをお聞きしたい。これは地方自治法の235条の4ですか、この管理というのは。有価証券に変えることができるということで、過去にそういうことがあったかどうかということだけお聞きしたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（武山昭彦君） 過去に国債とかそういうものを買って運用したということは、ほかの基金も含めてありますので、確実、有利なもので運用させていただきたいということです。

○議長（加藤克明君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、議案第72号柴田町学校給食センター建設等整備基金条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 73 号 柴田町職員定数条例

○議長（加藤克明君） 日程第 8、議案第 73 号柴田町職員定数条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

[町長 登壇]

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第 73 号柴田町職員定数条例についての提案理由を申し上げます。

今回提案いたしました条例は、現在の職員数と大幅に乖離していた職員定数を適正な定数に改め、定数外の定義も明確に定めるため、新たに制定するものであります。

なお、本条例の制定に伴い、現行の柴田町職員定数条例を廃止するものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。総務課長。

○総務課長（水戸敏見君） 議案第 73 号柴田町職員定数条例について捕捉説明いたします。

議案書の 11 ページです。

この条例は、柴田町職員の定数、いわゆる限度数を定める条例です。平成 5 年に見直しを行って以来の改正になります。職員数の減が進んでおり、実際の職員数 292 人に対し、条例定数が 401 人になっておりました。大きな開きとなっておりますので、その整合性を図るため、今回改正を行います。条項の整理を含め、全面改正としています。

考え方は、平成 25 年 4 月 1 日現在の職員数を基準に、緊急時対応で 1 割増しで定数を定めません。

条例第 2 条が職員の定数です。職員の定数は 325 人とし、機関別の職員数を定めます。町長の事務部局 253 人、議会の事務部局 5 人、教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関 51 人、選挙管理委員会の事務局 2 人、監査委員の事務局 2 人、農業委員会の事務局 3 人、水道事業の企業職員 9 人、以上となります。

第 3 条では職員の定数の配分について、第 4 条では定数外の職員を規定しています。

12 ページをお開きください。

附則です。第 1 項で平成 26 年 4 月 1 日から施行、第 2 項でこれまでの定数条例を廃止しま

す。

以上、詳細説明です。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤克明君） **これより質疑に入ります。** 質疑ありませんか。14番舟山彰君。

○14番（舟山 彰君） 1点目は第2条の（7）の水道事業の企業職員9人とありますが、4月から一部業務を民間に委託ということで、あそこに4月からセンターオープンと、こうありますが、9人というのは限度数なんだろうが、4月以降水道事業のほうの職員というのは実質何名になるのかということをお聞きしたいと思います。

それから、2点目は我々議員になじみのあるところという意味では（2）の議会事務局の職員5名、あと監査委員の事務局の職員の方が議会事務局のほうに出入りというか、あれなんですけど、例えば議会事務局の次長が監査委員のほうの事務局の次長を兼ねるとか、そういう兼ねるとした場合の数え方というのはどういうふうになっているんでしょうか。これは専従の職員が何名ということでの、例えば議会事務局は職員が5名とか、監査委員の事務局の職員は2名という、その数え方です。

それから、3点目は今度例えば定年になるという課長さんとか、再任用ということで先日までか、再任用になる方も定数の中に入るという説明があったような気がしたんですけども、ちょっとその点もう一度確認したいと思います。

それから4番目、最後なんですけど、定数外の第4条のところですね。例えば（2）の休職を命ぜられた職員というのは、これは休職を命ぜられている期間は職員でなくなるということなんですか。その立場というんでしょうか、もしも休職が解除というか、復帰すればまた職員となるんですか。

それと、12ページの（4）の地方公務員の育児休業等に関する法律の承認を受けた職員と、この育児休暇の職員も定数外となるんですか。ちょっと代行とかの内容もわからないので、申しわけないんですが、ちょっとその辺を確認したいと思います。

以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（水戸敏見君） まず1点目、水道事業所ですが、現在水道の窓口班というので5名おりますが、平成26年度については約2名を減にすると。1年間移行期間を見ますので、その後についてもっと減になるかと思えますけれども、当面は2名を減にするというふうなことで進んでいます。

2点目、兼ねる場合については、12ページの第4条の6号、併任されている職員、これは数

えないというふうになっていますので、片方で数えれば片方では数えません。

3点目、再任用職員につきましては、フルタイムと短時間があるんですが、フルタイムであれば定員として数えます。ただ、短時間、月のうち4分の3とかであれば数えません。

同じように休職とか育児休暇なんですけれども、その期間についてはいわゆる定数としては数えませんが、身分を失ったわけではありませんので、休職中でも身分は職員のままです。ただ休職期間については、実際仕事をしていませんので、定数として数える必要はないという判断になるかと思います。育児休暇も同じです。

○議長（加藤克明君） 再質問どうですか。どうぞ。

○14番（舟山 彰君） 第2条のは、つまり限度数というか上限という理解でいいわけですね。

例えば今議会の事務局の職員5人とありますが、これは例えば局長も含めて次長とか女子職員の方、あと主任クラスですか、たしか実質4名ですか、議会事務局。そうすると5名までは可能性というか、あり得るというふうに理解していいわけですね、この限度。

それから、2点目は休職を命ぜられた職員というのは身分は失わないけれども、そのときは仕事をしていないから定数に数えない。これは「休職を命ぜられた」ですから、解除になればまた定数1というふうに数えるという、その確認です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（水戸敏見君） 1点目は、説明申し上げたのはあくまでも限度数です。一番わかりやすいのは監査委員の事務局の職員2人になっていますけれども、現在の1人に対して1.1倍を掛けると1.1人になるんですけれども、その分については全部切り上げをかけておりますので、一応限度数は2人という形で表記しています。

休職の方については、簡単に言いますと休職をして、実際に仕事をしていない、あと県に派遣とかという職員もいるかと思います。実際は柴田町の職員としてなっていないと。そういう人数まで全部定数として数えてしまうと、実は定数をオーバーしてしまうという事態になりますから、そういうものについては定数として数える必要はないというふうな運用になります。

○議長（加藤克明君） 再々質問、よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。15番白内恵美子さん。

○15番（白内恵美子君） 15番白内です。

この人数の考え方なんですけれども、平成25年4月1日現在の人数プラス1割増しということだったんですけれども、そうすると平成26年4月1日現在では何人になりそうなのか。この325人というのは、何年間この枠内でおさまりそうなのか。これがピークなのか、今後ふえる

可能性はあると考えているのか、伺います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（水戸敏見君） 26年度については、実は再任用職員が増加になります。290人に4人か5人が増になるかなというふうに見ています。

あと、定数条例については原則3年の見直しを行いたいと思っています。これまで最後の見直しが平成5年でした。そこまでは、実は増加の見直しだったんです。教育委員会部局で増加になっていまして、減るようになってからずっと見直しをとめていたものですから、これだけ大きな乖離になりました。以後は3年ごとに見直しを行います。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、議案第73号柴田町職員定数条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第74号 柴田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

○議長（加藤克明君） 日程第9、議案第74号柴田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第74号柴田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

平成18年からの給与構造改革による職員の給料表の切りかえの際に、新給料月額が現給料月額を下回った場合は、その差額分を給料として支給するとされていた経過措置額について、国の人事院勧告において廃止されたことを踏まえ、柴田町においても平成26年3月31日をもって経過措置額を廃止するため、条例の一部改正を行うものです。あわせて、文言の整理等所要の

改正を行うものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。総務課長。

○総務課長（水戸敏見君） 議案第74号柴田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例です。

議案書の13ページです。

平成18年に給与構造改革が行われました。職員給与が平均で1.2%減額となりましたが、激変緩和として減給補償がなされました。昇給・昇格等でその給与額に達するまでその時点の給料額を補償したものです。それから7年経過し、人事院のほうから26年3月31日までこの経過措置について廃止すべきとの勧告があったことから、今回改正を行います。

議案について説明いたします。

13ページ、第1条です。

13ページから14ページにかけてですが、条例の文言整理を行っています。過去の条例改正による条ずれの解消と、次のページについては職務分類表の表現の修正を行っています。

下のほう、第2条、給料の切りかえに伴う経過措置について改正を行います。実際の文言は15ページになります。黒字の部分、平成26年3月31日までと、終期を規定します。

附則で、平成26年4月1日から施行を定めています。

以上、詳細説明です。

○議長（加藤克明君） **これより質疑に入ります。** 質疑ありませんか。15番白内恵美子さん。

○15番（白内恵美子君） 白内です。

該当者は何名で、幾らぐらいになるのでしょうか、1人当たり。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（水戸敏見君） 今回の減給補償をやめることによって影響を受ける職員は8名おります。金額にするとさまざまなんですけど、500円程度から、最高ですと1万円を超える金額の方がいらっしゃいます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） **これをもって質疑を終結いたします。**

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、議案第74号柴田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第75号 柴田町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

○議長（加藤克明君） 日程第10、議案第75号柴田町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第75号柴田町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、支度料を廃止することに伴うものです。これまで、職員が外国へ出張する際に定額で支給していた支度料を廃止し、旅行者が支払った適正な実費額を旅行雑費として支給するよう改めるものです。

また、これまで日額旅費として支給してきた自家用自動車等を利用して出張する場合の旅費について、1キロメートル当たりの距離単価を定め、車賃として支給するよう改めるものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。総務課長。

○総務課長（水戸敏見君） 議案第75号柴田町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例です。

改正の趣旨は2点あります。

1点目は、外国旅行に関する支度料の廃止です。その職階によって、5万3,900円から9万4,330円の支給を規定しておりました。ただ、全国的に見直しが求められております。県内市町村でも廃止の方向にあることから、改正により廃止を行うものです。

2点目は、自家用自動車を使用する場合の車賃の改正です。これまで1キロメートル15円と
していましたが、実額をも下回ることがあるため、県や近隣市町村水準を参酌し、37円とする
ものです。15円から37円と大きな動きなのですが、実は柴田町では中途の23円の改正があつた
んですが、そのときにやっておりました。今回37円、国水準と合わせたいと思います。

議案書の17ページからです。

条例文言の整理もあわせて行っておりますが、改正点についての説明をいたします。

議案書の18ページをごらんください。

第18条で、車賃を規定しています。

第1項で、実費額を規定していますが、これはキロ37円での旅費計算額をオーバーするときに
適用します。

第2項では、1キロメートルにつき37円とすることを規定します。

第3項、第4項は、計算方法等の規定です。

19ページです。

在勤地等内旅行の旅費ですが、これもあわせて改正としています。

第32条が支度料です。これは条項を削除し、廃止とします。

第33条では、これまで支度料に含んでいると解釈していた旅行雑費を改めて規定しました。
包括的な支度料は廃止しますが、必要経費は見るということです。

20ページで、別表の改正を行っております。

附則第1項で、平成26年4月1日から施行、第2項では4月1日をまたぐ旅行がある場合に
ついて経過措置を定めています。

以上、詳細となります。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、議案第75号柴田町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の採決を行
います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 11 議案第 76 号 柴田町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例

○議長（加藤克明君） 日程第11、議案第76号柴田町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第76号柴田町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回提案いたしました条例は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行により、社会教育法の一部が改正され、これまで法律で定めていた社会教育委員の委嘱の基準について条例により定めることとされたことに伴い、条例の一部改正を行うものであります。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（相原健一君） それでは、補足説明をさせていただきます。

議案書のほうは21ページになります。

ただいま町長の提案理由にもありましたが、本年4月1日に施行される「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」、いわゆる第3次地方分権改革に係る一括法により、社会教育法の一部改正が行われました。これまで社会教育法第15条第2項で定めていた社会教育委員の委員構成が削除され、地方公共団体の条例により委嘱の基準として定めることとなったものであります。

それでは、議案書のほうをもって説明いたします。

柴田町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例です。

表の左側が改正後の条例、右側が改正前の条例になります。左側の改正後の条例でご説明いたします。

第1条、趣旨を規定しております。こちらのほうに、ただいま説明したとおり委嘱の基準ということで新たな項目を第1条に追加するものです。

次に、第2条の下に第2条の2という条文を設けます。こちらのほうに、委嘱の基準といたしまして、「委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、並びに学識経験のある者の中から委嘱するものとする」ということで、条文を追加するものです。

附則としまして、この条例は平成26年4月1日から施行するものです。

以上、ご審議方よろしくお願ひします。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、議案第76号柴田町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第77号 柴田町都市公園条例の一部を改正する条例

○議長（加藤克明君） 日程第12、議案第77号柴田町都市公園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第77号柴田町都市公園条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の改正は、これまで都市公園と同様の水準で整備を行ってきた児童遊園や、現在整備している公園などを都市公園として条例に規定し、整備水準を適正に保持しながら、公園管理の強化及び一元化を図るため行うものです。

改正の内容は、工事中の白石川堤外地親水公園を初め、宮城県が整備を行い、管理協定により町が管理している白石川河川敷公園や、地域で利用されてきた遊園、広場、また土地区画整

理事業により管理移管があった緑地や、民間開発により造成された公園を含め、合計27の公園及び緑地について都市公園として定めるものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 補足説明を申し上げます。

議案書23ページをお開きください。

議案第77号柴田町都市公園条例の一部を改正する条例でございます。

ただいま町長が提案理由で申し上げましたが、これまで都市公園と同様の整備が行われ、地域で利用されている児童遊園や広場と、土地区画整理事業などにより管理移管を受けた緑地などを合わせて18カ所、また宮城県との管理協定に基づいて柴田町が管理している北船岡、船岡土手内、東船迫の白石川河川敷公園、それから阿武隈川、槻木大橋の下にあります小山渡船場歴史公園、そして現在、鷺沼排水路で整備中の白石川堤外地の親水公園などを合わせて9カ所、総数27カ所を都市公園として、柴田町都市公園条例で規定をするものです。今後は、全ての都市公園を同一の水準で整備管理を行いながら、より多くの方々に利用していただきたいというふうに考えております。

お配りしています議案第77号関係資料をごらんください。資料は3枚になります。

凡例にありますように、黒い太囲いでありますものが既存の都市公園になりまして、赤の囲いで公園名の下に地番、位置を示してあるものが新しい都市公園となるものです。

1枚目、この白石川を中心に北船岡側、そして土手内側に赤い色で川の中に着色があるんですけども、こういったところが北船岡河川敷公園、それから対岸については船岡土手内河川敷公園ということで、今回都市公園に位置づけるものです。

また、大河原境のほうを見ますと白石川堤外地親水公園、ただいま整備中ですが、こちらの公園もあわせて都市公園とするということになります。

この図面では右の下になるんですが、新栄6号公園がありまして、その上に新栄5号公園があります。さらにその上に船岡新栄緑地ということで、仙台大学のグラウンドの北側になるんですけども、区画整理をした際に設けられた緑地なんです。これらも都市公園として規定をするものです。

では、2枚目をごらんください。

2枚目の左上、これまた白石川の河川敷の中に色塗りがされているんですが、こちらについ

ては東船迫河川敷公園として、その他については児童遊園を公園として規定をするものです。

3枚目をごらんください。

槻木大橋の下にありますのが、小山渡船場歴史公園ということで、今回規定をします。さらにその上に、生月緑地というものがございます。槻木駅の西側に槻木駅西緑地というのがあります。これも区画整理で生み出された緑地です。そのほかの児童遊園を含めて、今回都市公園として規定をするものです。

議案書にお戻りください。23ページです。

柴田町都市公園条例の一部を改正する条例。

柴田町都市公園条例の一部を次のように改正をするものです。

改正後の欄で説明をしたいというふうに思います。

今回の改正は、別表に新しい公園を追加するという内容になります。

生月公園の次に船岡1号公園、柴田町船岡西一丁目341番18から、24ページをごらんください、中ほどになります、四日市場山根公園、その下に船岡新栄緑地から4つ下って生月緑地という4つの緑地、その下に船岡土手内河川敷公園から、一番下の白石川堤外地親水公園、柴田町大字船岡字川端5番、ここまで総数27公園を追加をお願いするものです。

附則です。この条例は平成26年4月1日から施行する。

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加藤克明君） **これより質疑に入ります。質疑ありませんか。15番白内恵美子さん。**

○15番（白内恵美子君） 白内です。

都市公園として定めることにより、今まで以上に整備・管理に一層努めるというふうに捉えたほうがいいんですか。それとも、今までどおりだけれども、都市公園と定めるということなんでしょうか。ちょっとその違いについて伺います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 一つには、都市公園として規定をして、水準を同一水準まで高めていきたいということがあります。これまで児童遊園とか広場というのは都市公園条例に準じた形でいろんな行為の制限とかをしてきたんですけれども、今回は条例でしっかり規定をして、既存の都市公園と同じような制限もしっかり働かせたいという考え方です。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 期待しているところです。今回これに漏れるという公園もあるんですか。

- 議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。
- 都市建設課長（加藤秀典君） 町としての公園でここから外れるところにつきましては、農村公園というものがあります。
- 議長（加藤克明君） 再々質問どうぞ。
- 15番（白内恵美子君） 農村公園以外は、いわゆる広場とか公園とみんなが呼んでいるようなものは全て今回入ったということによろしいですか。
- 議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。
- 都市建設課長（加藤秀典君） はい。全て今回お願いしているものです。
- 議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。14番舟山彰君。
- 14番（舟山 彰君） 公園と緑地となっていますけれども、どういう違いがあるかということです。それで、私の身近な例でいくと資料の1枚目の船岡新栄緑地、一番下のほう、新栄5号公園とか6号公園の上にあります。大学のグラウンドのちょっと前で、この地図をほかの方がごらんいただいてわかるように、形としては三角形のところなんです。ですから、そんなに広いところでもありません。ほかの例えば東船迫の天王緑地とか、あと槻木の生月緑地かな。緑地となっているところは形が悪いとか面積が狭いところになっているんですけども、結局今回町としてここを緑地というふうにするというのは、将来ここを公園というふうにしちんとするのか、緑地というような名前で自然に近いんだけど、というか都市公園というものに昇格させるというような、そういう感覚なんでしょうか。ちょっとそこを確認したいんですけども。
- 議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。
- 都市建設課長（加藤秀典君） 緑地も、それから一般に地域の中により多くあるのが街区公園ということになるんですけども、それより大きくなると近隣公園ということになって、最後は総合公園ということで船岡城址公園が出てくるんです。全て都市公園の位置づけになります。特に今公園、緑地、それから河川敷公園以外の公園というところについては、位置づけとしては街区公園、地域の中にある、一般的には250メートルぐらいの範囲で、自分の生活に一番近いところにあるので、いろんな遊具を配置するという公園になるんだろうと思います。緑地については、当然名前のごとくやっぱり自然を生かして、今の新栄緑地のところには桜が残っているんですけども、たまたま区画整理とか事業をする際に緑地帯を設けることが法的に条件として出てくるんです。そういったことで設けた緑地ですので、そのまま緑地については緑地を生かしていきたいと。ただ、いずれも総称して都市公園という位置づけで変わるもので

はありません。

○議長（加藤克明君） 再々質問どうぞ。

○14番（舟山 彰君） 関連してこの新栄緑地のところ、五間堀に沿ってこう道路があって、その道路が2つに分かれるような形になるんです、この新栄緑地の道路。これは町としてこの道路整備というのはどのように考えているかということをお聞きしたいと思いますけれども。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 済みません、ちょっと今の質問は理解できなかったんですけども、既に緑地のところについては道路については道路形態があるので、何ら変わるものではないんですが、改めて今回その緑地を都市公園にすることで道路に手をかけるのかということであれば、全くそういった意思はありません。

○議長（加藤克明君） 再々質問どうぞ。

○14番（舟山 彰君） 例えば槻木の生月とか本当に狭いところは、緑地ということはそんなにうんと木を植えるとか、公園整備というほどでもないという、そういうイメージでやっていくということになるのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 都市公園の種類がありまして、それぞれのよさがありますので、やっぱり緑地は緑地として、自然のままで生かしていきたいということです。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。17番星吉郎君。

○17番（星 吉郎君） 今舟山議員が話した生月の緑地であります、ここのところは無論近くでありまして、私はよく見ているんですが、緑地というより地元の方の庭というんですか、そのような格好で皆さんがこぞって管理しているような格好なんです。しかしながら、今度新栄通りのこの緑地はそのような方が多分いないと思うんですが、緑地として、緑というものですから緑のままにしていればいいんですが、雑草が生えて、そういうふうな管理がちゃんとなされるのかどうか、その辺ちょっと聞きたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） これまでの公園と同様に、当然公園管理者としてはしっかりと管理をしていくということが一つと、今公園愛護協力会ということで、それぞれの地区において公園管理のお手伝いをお願いしているところがあるんです。そういったところもあわせてこれから考えていくということです。今の段階については、今回お願いをして、管理者としてし

っかり管理をしていくということです。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○17番（星 吉郎君） 生月のこの公園、近くの人がやっているんですが、あるときに私こう言われたんです、「こんな人いるんですかね」と言われたときに、どのように返答したらいいかわからなかったんです。というのは、我々組合のときに、ここは残った地でありまして、それを町に移管するような格好で緑地ということにしたんですが、近所に住んでいる方々が植木を植えているというのか、花を植えたりして楽しんでいるんです。それでもいいのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 私たちももう少し地元と近いところで仕事をする必要があるんだろうと、今ちょっと反省はしています。そういったことを相談をいただければ、これは先導的な取り組みというんでしょうか、型にはまったものだけじゃなくて、都市公園としてやっぱり維持していく上で正しいという判断が下されれば、そういった活用も十分にあるんだろうというふうに思います。

○議長（加藤克明君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。16番我妻弘国君。

○16番（我妻弘国君） 課長の説明では、河川のほうは河川敷公園と、こうお話しされているんですけども、どこも河川敷公園とはなっていないです、河川公園となっているんです。どちらが本当なんですか。

それから、白石川堤外地親水公園、これの概要をちょっと説明してください。

それから、新しくなったところの公園の管理です。これはどういうふうになっているのか、それもお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 大変失礼しました。新しいところ、今我妻議員おっしゃいましたとおり、河川公園ということで正しいです。私先ほど河川敷公園ともし申し上げたとすれば、旧名称が白石川河川敷公園であったりしましたので、私の読み違いでございます。正式名称は河川公園でよろしいです。

それから、白石川堤外地親水公園につきましては、社会資本整備総合交付金で、ちょうど旧川端取水場があったところの整備しているところの区域を親水公園として今回お願いするものです。当然鷺沼の排水路がありますので、排水路のところ崩れないような護岸をしたり、園路をつくって歩けるようにしたり、人が川を渡って対岸に渡れるようにしたりということで、

今整備を進めますけれども、それらも含めた形で親水公園というふうに規定をしたいなというふうに思います。

それから、管理につきましては先ほど星議員にも申し上げたんですけれども、当面公園管理者として当然しっかり管理はしますが、やっぱり地域に相談を持ちかけて、河川愛護協力会、それから地域計画でも地元のほうで花植えをしたいとか、いろんなソフト的な活動もありますので、そういったところと相談をしながら進めていきたいというふうに思います。

○議長（加藤克明君） 再質問ございますか。どうぞ。

○16番（我妻弘国君） わかりました。白石川の堤外地親水公園、これが現在、鷺沼排水路のところを改善しているわけですけれども、これは来年を目指して完成させるのか、そしてこの管理は直轄でやるんですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 整備スケジュールにつきましては、当然平成27年度の完成を目指すんですけれども、今回ちょっと補正のほうでもお願いする部分があるんですけれども、国の補正の関係で前倒しで仕事がどんどん来ていますので、早目早目に整備を進めていきたいという考えで今のところはいます。

管理につきましては、本来は宮城県が管理になるんですけれども、町のほうで占用する形になるかと思うんですけれども、占用手続をして、町で管理をしていきたいというふうに思います。

○議長（加藤克明君） 再々質問ございますか。どうぞ。

○16番（我妻弘国君） かなり大きな親水公園になると思うんです。これを仮に都市建設課のほうで委託する、委託するんですか、それともうちのほうに任せてくださいというのか、それはわかりませんが、相当な費用がかかると思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 相当な費用といいましても、今現在も鷺沼の中の草刈り管理とかについては県との協定によって町のほうで、県から委託金をいただいて、それを外注して草刈り等の管理はもうしているんです。今回つくる親水公園についても、歩いて楽しめるということで、そして草刈り程度の管理は引き続き残るんだろうというふうに思います。そうそう大きな負担になるような管理は発生しないだろうというふうに考えています。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、議案第77号柴田町都市公園条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第78号 指定管理者の指定について（柴田町地区集会所）

日程第14 議案第79号 指定管理者の指定について（柴田町新農業構造改善センター）

日程第15 議案第80号 指定管理者の指定について（柴田町農村公園）

○議長（加藤克明君） 日程第13、議案第78号から、日程第15、議案第80号までは関連がありますので、一括して指定管理者の指定についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました議案第78号から議案第80号までの指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

今回の指定管理者の指定は、現在指定管理者制度により管理している公の施設について、平成26年3月31日で指定期間が満了することから、引き続き地方自治法の規定に基づく指定管理者を指定し、平成26年4月1日から施設管理の業務を指定管理者に行わせるものであります。

議案第78号は、39施設ある柴田町地区集会所の指定管理者を指定するものです。

議案第79号は、上川名構造改善センター及び葉坂構造改善センターの2つの施設の指定管理者を指定するものです。

議案第80号は、富上農村公園、入間田農村公園及び成田農村公園の3つの施設の指定管理者を指定するものです。

柴田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例等、関係規定に基づき、指定の準備を進めてまいりましたが、柴田町公の施設に係る指定管理者選定委員会で審議された結果を踏まえ、指定管理者の指定をすることについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基

づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。最初に、財政課長。

○財政課長（武山昭彦君） それでは、議案書25ページをお開きください。

一括議題となりました3件のうちの1件目になります。議案第78号指定管理者の指定につきまして、柴田町地区集会所になります。詳細説明を申し上げます。

現在、町内にあります地区集会所の管理につきましては、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5カ年間、各地区の行政区を指定管理者として指定してきております。地区集会所につきましては、引き続き当該地区の地区住民の方々に、地域の交流と連帯感の向上を図ることを設置目的として、管理・運営をしていただくことが最適であることから、指定管理者にはそれぞれの地元行政区を指定し、管理していただくものであります。

指定の期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5カ年間となります。

指定管理することにつきましては、公の施設に係る指定管理者選考委員会における審査などの所定の手続を経ております。

25ページの指定管理に係る39カ所の集会所、公の施設の名称と指定をしようとする法人、その他の団体等につきましては、第1区集会所から28ページまでの西住集会所までの39の集会所になります。このうち、この5年間のうちに新築されました集会所は、21年度に27ページの下から2段目の第18B区の日市場沖集会所、平成23年度に28ページの中段の小成田海老穴地区の第27区集会所の2地区の集会所が新たに新築されております。現在、各行政区と集会所施設の管理に係る仮の基本協定書を取り交わしておりますが、この議案の議決をもって本契約となるものであります。

管理のあり方につきましては、これまでもそれぞれの集会所で建築年次や建築設備等で管理に差異がありますことから、その対応が異なり、各行政区の区長とそれぞれの協議を進め、維持管理と改善に努めてまいっております。行政区長とさまざまな協議をする中で、利用者の要望から和式から洋式への修繕を含めた簡易水洗化のトイレ工事や、屋根や外壁の改修工事など、計画的な改修工事を進め、町民の方々から喜ばれる、利用しやすい集会所になるよう、行政区長と協議し、努めているところであります。

今後も地区の交流と連帯感の向上を図るという集会所設置目的が達成できるよう、指定管理者とともに円滑な維持・管理に努めてまいります。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（加藤克明君） 次に、農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） それでは、議案第79号指定管理者の指定についての詳細説明をいたします。

議案書29ページをお開きください。

初めに、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称ですが、上川名構造改善センター、葉坂構造改善センターです。

次に、指定をしようとする法人その他の団体ですが、上川名構造改善センターについては柴田町大字上川名字館山90番地、第19区行政区を指定管理者として指定をしようとするものです。

次に、葉坂構造改善センターですが、柴田町大字葉坂字南東84番地、第25区行政区を指定管理者として指定をしようとするものです。

次に、指定の期間ですが、いずれの施設も平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間とするものです。

なお、指定管理者選定の経過ですが、今回は前回同様となりますが、公募によらない指定管理者の候補者として選定をさせていただきました。公募によらない指定管理者の候補の選定理由ですが、2施設は農村地域における農業振興及び集落機能の活性化を図るため、構造改善センターとして整備したところで、受益者は当該地区内の地域住民の利用が主で、教養、趣味、娯楽、健康増進、農業生産技術研修、営農相談等の場として利用されており、地域の連帯感を高め、地域内のコミュニティ活動を活発にするとともに、人材育成、組織づくり、リーダーの養成等、地域づくりの拠点施設となっております。

また、この2つの施設は平成21年度から25年度の5カ年間、当該地区内の行政区長さんに管理委託してきたところですが、この間の管理状況は良好であり、地域住民に親しまれた施設となっています。つきましては、今後とも地域住民のコミュニティ活動を通じ、より一層の充実を図る必要があることから、管理運営については地域の状況をよく熟知している当該行政区が行うことが適当と考えました。最終的には、団体から提出いただいた指定管理者指定申請書類をもとに、指定管理者選定委員会の審査を経て、指定管理者の候補者として選定したものです。

以上で詳細説明とさせていただきます。

続きまして、議案第80号指定管理者の指定についての詳細説明をいたします。

議案書31ページをお開きください。

初めに、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称ですが、富上農村公園、入間田農村公園、成田農村公園です。

次に、指定をしようとする法人その他の団体ですが、富上農村公園につきましては柴田町大字上川名字館山90番地、第19区行政区を指定管理者として指定しようとするものです。

入間田農村公園につきましては、柴田町大字入間田字上台30番地、第22行政区を指定管理者として指定をしようとするものです。

成田農村公園につきましては、柴田町大字成田字左内69番地1、第26行政区を指定管理者に指定をしようとするものです。

次に、指定の期間ですが、いずれの施設も平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間とするものです。

なお、指定管理者選定の経過ですが、今回は前回同様となりますが、公募によらない指定管理者の候補者として選定をさせていただきました。公募によらない指定管理者の候補者の選定理由ですが、農村公園は農村の生活環境の改善を図り、地域住民の健康と福祉の増進に資するために整備したもので、受益者は当該地域内の農家及び地域住民の利用が主で、地域内のコミュニティ中心の場となっています。

また、この3つの施設については平成21年度から平成25年度の5カ年間、当該地区内の行政区長さんに指定管理をしているところですが、この間の管理状況は良好であり、地域住民に親しまれた施設となっています。つきましては、農村公園の管理運営については地域の状況をよく熟知している当該行政区が行うことが適当と考えました。最終的には、団体から提出していただいた申請書類をもとに、指定管理者選定委員会の審査を経て、指定管理者の候補者として選定したものでございます。

以上で説明とさせていただきます。よろしくご審議方お願いいたしたいと思います。

○議長（加藤克明君） **これより質疑に入ります。**質疑は一括いたします。なお、質疑に当たっては議案名を示して行ってください。質疑ありませんか。15番白内恵美子さん。

○15番（白内恵美子君） 白内です。

第78号、集会所のほうです。できればここに建設年も入れていただければ、どのくらい古くなっているかというのがわかったと思うんですけども、実際に5年間もつかどうか心配している集会所はどのくらいあるんですか。それと耐震的にはどのような状況でしょうか。

それと、トイレの改修はあと幾つ残っているんでしょうか。要望が出ていなくても、やはり

高齢者が利用するに当たっては全ての集会所を本来洋式化しないと使いにくいだろうと思うんですが、その辺についてのお考えも伺います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（武山昭彦君） お答えいたします。

一番古い建物が、30区の昭和49年3月完成ということになってはいますが、これは鉄骨づくりになっていますので、かなり強度的にはありまして、耐震の強度も十分確保できます。そのほかに、きのうもお話ししました船迫とか6Bとかの集会所が若干耐震度が低いということですが、ぎりぎりのところを行っているということで、機会があれば、例えばこの間もシロアリに多少食われたところがあるので、そういうときに壁を剥がしたときに当然補強して、壁等の修繕とかを行うということになるかと思えます。

それから、トイレ改修につきましては、平成26年度で20区と26区を行うことになっています。それで、未改修の地区といたしましては11Bの上名生集会所、それから12Aの中名生集会所、18B区の四日市場の山根の集会所、28区の船迫の集会所、4つ残っています。

11B区につきましては合併処理浄化槽にしたいということで要望はありますけれども、今のところ本管がつながっているわけでもないものですから、簡易水洗ということで話を進めているところです。

それから、12A区の集会所、中名生の昔の分館と言われたところなんですけれども、行政区と話をしますと下名生のほうに水洗化のトイレが集会所にあるということで、こちらはくみ取り式で震災とか何かのときに対応できるようにということで、何か1年に1回か2回のくみ取りで間に合うということなものですから、このままで結構ですという回答が来ております。

それから、18B区の四日市場の山根の集会所、こちらは今葉坂とか新しくできたところの集会所を見て、検討させてくださいということですので、今協議を進めているところであります。

28区の船迫地区の集会所につきましては、一部自費で水洗化したところがあるんですけれども、ここも震災とかの影響のことを考えて、現在のままで結構ですということで、回答をいただいています。

ただ、これからも議員おっしゃるとおり高齢化ということで、和式のトイレがだんだんだんだん使いづらくなってくれば、当然洋式化しなければならないところというのはふえてくると思いますので、そのときはそのときでまたうちのほうの予算で対応させていただくということになるかと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○15番（白内恵美子君） そうしますと、5年間の指定管理を受けることは各行政区快く引き受けていただけたのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（武山昭彦君） 今、平成24年度の決算書等と使用状況等の報告をいただいて、いずれも快く引き受けていただくということで、基本協定書に調印をいただいてお返しいただいているところであります。

○議長（加藤克明君） よろしいですか。次に、14番舟山彰君。

○14番（舟山 彰君） 議案第78号の集会所の件なんですけど、集会所の名称というのは町が決めるんですか。それで、25ページの一番下に第6区集会所、私の地元なんですけど、次に第6B区集会所とあります。AからB、Cとかあるような地区は、例えば第7A区集会所とか、あと29A区集会所とかありまして、この6区も私は6A区集会所とつけたほうがやっぱりいいんじゃないかと思うのが一つです。

それから、26ページの一番最後に新栄集会所とありまして、ここが第11C区行政区なんです。この第11というのがA、B、C、Dとあって、範囲が広くて、それぞれ新田とか上名生とか新大原とか、地元住民からするとわかりやすいんですが、ただこの新栄が私の記憶ではたしか六丁目か七丁目まであって、五丁目あたりが6B区に含まれるような気がしたんですが、ちょっとその辺確認したいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（武山昭彦君） 各地区の集会所の名称ですけれども、これは条例で定められたもので、各地区の区長さんとその建築当時に名称については協議してこのように決めさせていただきました。それで、先ほど言いました11C区の新栄集会所なんですけれども、私そのときも建築のほうを担当してまして、区長さんと相談して11Cという言葉を残すのか、新栄という言葉を残すのかということで、看板をつくったときに話し合いをしまして、区民の方々の意向で新栄集会所となっているところであります。条例もこの名称に全てなっております。よろしくお願いたします。

○議長（加藤克明君） よろしいですか。再質問、はい。

○14番（舟山 彰君） 6A区というふうには、つくったときは6区集会所だったわけなんですけど、6A区というふうに分けるということがないのかどうか。ですから、この行政区の決め方も、例えば新栄団地というわけではないんですが、新栄地区がそういう意味で新栄四丁目まで

が第11ですか、それ以降が6 B区ですね、そういうふうに分けるのはやむを得なかったんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（武山昭彦君） 6区の集会所はまだ旧の、そのままの名称を使わせていただいているということで、機会があれば区長さんと相談して、6 A区とかに改められるのであれば改正をさせていただきたいなと思います。

それから新栄集会所、確かに新栄の四丁目と五丁目が6 B区になっていると思います。ちょっと紛らわしいので、その辺は先ほど言いました区長さんと新栄集会所、ヨークベニマルの隣につくるときにも話をし、6 B区のやつと混在しますと、それでもいいですかというのは確認したと思っています。それでもって、新栄集会所という名称がついているということです。

○議長（加藤克明君） 再々質問ございますか。よろしいですか。ほかにありませんか。17番星吉郎君。

○17番（星吉郎君） 議案第79号であります。例えば葉坂構造改善センターの住所ですが、構造改善センターの住所になっていないんじゃないかと今思ったんですが、これは区長の住所ですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 区長さんが平間信一さんなので、南東なんです、確かに。ちょっと確認させていただきます。失礼しました。後ほどお答えいたします。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。（「わかりました」の声あり）ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案名を示して行ってください。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、議案第78号指定管理者の指定についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、先ほどの星君への答弁をさせます。

○農政課長（大場勝郎君） こちらの住所については、行政区長の住所が法人の団体ということでの住所になります。ですから、実際のところはあの建物からしますと、例えば葉坂で言えば大字葉坂字六角16番地、それから上川名の農業構造改善センターについては上川名字館山67番地の3ということで、建物の所在はただいま申し上げたとおりになります。こちらは団体の区長さんの住所になります。よろしく願いいたします。

○議長（加藤克明） よろしいですか。

これより議案第79号指定管理者の指定についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第80号指定管理者の指定についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第81号 指定管理者の指定について（柴田町観光物産交流館、柴田町船岡城址公園スロープカー及び柴田町太陽の村）

○議長（加藤克明君） 日程第16、議案第81号指定管理者の指定についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第81号指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

現在、指定管理者制度によりそれぞれ管理している柴田町観光物産交流館及び柴田町船岡城址公園スロープカーと、柴田町太陽の村は、平成26年3月31日で指定期間が満了となります。今後、各施設の目的と役割を発展させるため、各施設の管理運営について一本化した上で、地方自治法の規定に基づく指定管理者を指定し、平成26年4月1日から施設管理の業務を指定管理者に行わせるものでございます。

「柴田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」等、関係規定に基づき指定の準備を進めてまいりましたが、柴田町公の施設に係る指定管理者選定委員会で審議された結果を踏まえ、指定管理者の指定をすることについて地方自治法第244条の2第6項の規定に基

づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（小池洋一君） それでは、詳細説明をいたします。

議案書33ページをお開き願います。

議案第81号指定管理者の指定についてであります。

ただいま町長が提案理由で申し上げましたとおり、柴田町観光物産交流館、柴田町船岡城址公園スロープカー及び柴田町太陽の村の指定管理期間が平成26年3月31日をもって終了することに伴い、引き続き施設の管理・運営について施設管理の業務を指定管理者に行わせるものです。それに伴い、指定管理者の候補者を選定し、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称であります、柴田町観光物産交流館、柴田町船岡城址公園スロープカー及び柴田町太陽の村となります。

指定をしようとする法人その他の団体につきましては、柴田町大字本船迫字上野4番地1、一般社団法人柴田町観光物産協会であります。

次に、指定の期間についてであります、平成26年4月1日から平成31年3月31日までとするものであります。

次に、指定管理者候補者選定の経過についてご説明申し上げます。

指定管理者の募集の方法であります、柴田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定による公募によらない選定とし、平成25年12月19日の第1回指定管理者選定委員会の審査を経て、一般社団法人柴田町観光物産協会を単独指名いたしました。

公募によらない選定とした理由であります、観光事業や地場製品の開発、農商工連携など地域経済の活性化を担い、各施設の管理を通して利用者のサービス向上が図られ、各施設の管理運営業務に経験と実績のある一般社団法人柴田町観光物産協会を単独指名したところであります。

審査結果であります、平成26年2月27日の第2回指定管理者選定委員会において、申請者から提出された申請書をもとに、事業計画書等を審査いたしました。採点の結果は、委員平均3点以上、合計21点以上を適正と認めるものに対し、委員最低平均が3.12、合計平均は21.83で、適正ラインをクリアするものであります。以上により、一般社団法人柴田町観光物産協

会を指定管理者の候補者として選定したものでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加藤克明君） **これより質疑に入ります。質疑ありませんか。14番舟山彰君。**

○14番（舟山 彰君） この件に関しては、議員全員協議会で我々にはこの選定委員会で審議した結果ということで、どの項目が何点だったというような資料に基づいて説明がありました。例えば今回の一般質問の中で太陽の村のラーメンの味が落ちて売上げが落ちたと、また盛り返したというような答弁がありました。つまり指定管理の期間中の、ふだんのどういう運営状況かという細かい点で、我々議会にもう少し細かい数字を出した上で説明して、じゃあこれでどうでしょうかというふうに私はやっぱりすべきじゃないかなと思います。選定委員会で厳正な審議をされたと、もちろん信頼はしますが、やっぱり判断材料としてふだんの、例えば今度は太陽の村の売上げとか、あとこのスロープカー、この前私もこのスロープカーを運営するのに資格者がいなくていいのかとか、そういう質問をしましたが、そういう意味でこの次の更新の時期なんかの選定のときは、やはりもっと我々議会議員に細かいデータの提示と説明をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（小池洋一君） 細かいデータと詳しい説明ということでございます。データについても、どの辺まで出せばよいのか、その辺選定委員会と検討いたしまして、出せる範囲で出すようにしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（舟山 彰君） あと、岩沼にあるレジャー施設というか、あれは国がやっていたのが民間の阪急ホテルグループでしたか、ちょっと名前は忘れましたが、例えばこの太陽の村というのも最初から観光物産協会ありきという言い方なんです。場合によっては公募すれば民間のほかの事業者などが名乗り出るということもあり得るというふうには町は考えなかったのでしょうか。もう最初から公募なしの町の観光物産協会だと。全然1%もほかの事業者が名乗り出るということを考えなかったのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 観光物産協会を立ち上げたときに、観光資源、船岡城址公園、太陽の村、もちろんその中に船岡城址公園の場合はスロープカーもありますけれども、それを一体化して、それを生かした観光をやっていきたいと思いますということで、物産協会当面ありきだったんです。今回の選定委員会の中でも話題になったのは、太陽の村についてはなかなか収支が難

しいところもありまして、一部そういう話が出たんですけれども、改善の余地はまだまだありまして、例えば食についてはまだ郷土食の開発なんかもしていませんし、みそラーメンは今まで定番でしたけれども、そういう開発余地がまだまだあります。それから、太陽の村の施設が今アンケート調査などで言われているのは何の意味がある施設なのか、目的がわからないというようなところもあって、これから例えば子供の遊び場の整備ですとか、花と緑の公園、それから里山ハイキングを利用した、きょうの質問にもあったと思うんですけれどもエコツーリズムとかグリーンツーリズムとか、まだまだやっていかなければならない。平成22年の1月に指定管理をして、まだそんなにたっていない状況で今回5年間をお願いして、この辺を改善していくと、そういう上で、例えば先ほどお話いただいた民間のどここの法人ですとかそういうことは、その次の機会でもいいのではないかというような方向の話もありまして、当面まず改善のほうに太陽の村については努力していきたいと、そういうふうに考えています。

○議長（加藤克明君） 再々質問ありますか。どうぞ。

○14番（舟山 彰君） 観光物産協会、今小泉元副町長が会長、長田さんからかわって、前は国の補助金がもらえる間は、3年ぐらいでしたか、民間の方を事務局長と。それが今は事務局長も役場OBの方ですか。去年かおとし、我々議会懇談会で行ったときにも役場OBの方にかわられたと思うんですが、私がお聞きしたいのは町の商工観光課の中で事務局でやっていたときと、いわば民営化というか、やっぱり民間の発想という点でも、例えば物産協会の事務局長を民間の人にするとか、あと観光アドバイザー、来年度予算を見ても幾らでしたか、アドバイザーの方に5万円だか10万円だか払うようになっていきますけれども、観光協会としてはどうなんでしょうか。なるべく民間の発想でいくという、そういう姿勢というかシステムになっているというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（小池洋一君） 観光物産協会が持っている技術とかノウハウをこれまで以上に生かして、住民サービスの向上、それから経費の効率的な活用などを図っていく必要があるということで考えておりますので、そのような指導につきましては町のほうでやっていきたいということで考えております。

○議長（加藤克明君） 先ほど民間の発想とかというような話がありましたが。どうぞ。

○商工観光課長（小池洋一君） 済みません。今現在は事務局長は役場のOBでありますし、会長も今役場のOBになっているんですけれども、ただ当初3年間で民間の方を活用するというような内容についてはちょっとわかりませんでしたので、それについては回答することができ

ません。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、議案第81号指定管理者の指定についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

あす午前9時30分から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時30分 散 会

上記会議の経過は、事務局長長谷川 敏が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成26年3月13日

議 長

署名議員 番

署名議員 番